

平成29年第3回滝川市議会定例会（第14日目）

平成29年 9月19日（火）

午前 9時58分 開 議

午後 2時37分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

日程第 4 一般質問

○出席議員（18名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 三 上 裕 久 君 | 2番  | 堀 重 雄 君   |
| 3番  | 舘 内 孝 夫 君 | 4番  | 清 水 雅 人 君 |
| 5番  | 山 本 正 信 君 | 6番  | 安 樂 良 幸 君 |
| 7番  | 本 間 保 昭 君 | 8番  | 田 村 勇 君   |
| 9番  | 井 上 正 雄 君 | 10番 | 水 口 典 一 君 |
| 11番 | 小 野 保 之 君 | 12番 | 渡 邊 龍 之 君 |
| 13番 | 木 下 八重子 君 | 14番 | 山 口 清 悦 君 |
| 15番 | 柴 田 文 男 君 | 16番 | 荒 木 文 一 君 |
| 17番 | 関 藤 龍 也 君 | 18番 | 東 元 勝 己 君 |

○欠席議員（0名）

○説 明 員

|               |           |                 |             |
|---------------|-----------|-----------------|-------------|
| 市 長           | 前 田 康 吉 君 | 副 市 長           | 千 田 史 朗 君   |
| 教 育 長         | 山 崎 猛 君   | 会 計 管 理 者       | 田 湯 宏 昌 君   |
| 総 務 部 長       | 中 島 純 一 君 | 市 民 生 活 部 長     | 舘 敏 弘 君     |
| 保 健 福 祉 部 長   | 国 嶋 隆 雄 君 | 産 業 振 興 部 長     | 長 瀬 文 敬 君   |
| 産 業 振 興 部 次 長 | 南 均 君     | 建 設 部 長         | 高 瀬 慎 二 郎 君 |
| 建 設 部 次 長     | 山 崎 智 弘 君 | 市 立 病 院 事 務 部 長 | 椿 真 人 君     |
| 教 育 部 長       | 田 中 嘉 樹 君 | 教 育 部 指 導 参 事   | 栗 井 康 裕 君   |
| 監 査 事 務 局 長   | 加 藤 孝 昭 君 | 総 務 課 長         | 鎌 田 清 孝 君   |
| 企 画 課 長       | 深 村 栄 司 君 | 財 政 課 長         | 堀之内 孝 則 君   |

○本会議事務従事者

事務局 長 竹谷和徳君  
書 村井理君 書

記 菊田健二君  
記 壽永美和君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎市長発言

○議 長 ここで、昨日の台風18号に伴います被害状況につきまして市長より報告の申し出がございますので、これを許したいというふうに思います。市長。

○市 長 おはようございます。議長に発言の許可をいただきましたので、このたびの台風18号に係る対応及び被害状況等につきましてご報告を申し上げます。

大型の台風18号は、日本列島を縦断する形で9月18日には北海道に上陸し、全国各地に大雨や暴風による被害をもたらしたところであります。お亡くなりになられた皆様方に心からご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様方に心からのお見舞いを申し上げる次第でもございます。

滝川市においては、台風上陸に備え、9月15日15時30分にはタイムラインの運用を開始したところでございます。そして、17日15時30分にはタイムラインレベルツーに移行し、それに基づき、市役所内に災害対策本部を立ち上げました。あわせて、同日17時には自主避難者を受け入れるための避難所を滝川スポーツセンター第1体育館に開設いたしました。災害対策本部といたしましては、市民等への情報提供や道路や施設等のパトロール、市民からの通報等への迅速な対応に努め、さらなる被害拡大の防止に向けて取り組んできたところでございます。18日10時30分には災害対策本部の第2回目の会議を開催し、市内の被害状況等の把握及びそれらに対する対応等について確認を行ったところです。その後天候が回復に向かい、大雨警報が解除されたことを受けて、15時30分にはタイムラインの解除を決定し、16時に第3回の災害対策本部の会議を開催、17時にスポーツセンター第1体育館の避難所の閉鎖をいたしました。最終的には、本日8時30分に災害対策本部会議を開催し、同会議の解散を決定したところでございます。現時点で確認している被害状況等につきましては、街路樹、公園樹等の倒木については7件、屋根のトタン剥離等の一部損壊については11件、東滝川地区において1時間程度の97戸の停電であります。幸い人身に係る被害の発生については確認されておりません。農業被害等を含む被害状況等の詳細につきましては、取りまとめ次第改めてご報告を申し上げたいと考えております。このたびの台風への対応を通じて、市民、町内会を初め、各関係団体、機関等に対して多大なご協力をいただいたことについて改めてお礼を申し上げるとともに、今回の対応についてしっかりと総括を行い、またいつ発生するかわからない災害に対して常に適切な対応を図ることができるよう、さらなる改善に向けた努力を怠らない所存でございます。

以上、台風18号に係る対応及び被害状況等についてのご報告とさせていただきます。

○議 長 以上をもちまして報告とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において館内議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第2、第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。安樂委員長。

○第1決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります、審査の経過について若干補足説明いたします。

第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 平成28年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ54名の委員から93問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成28年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。東元委員長。

○第2決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、2日間にわたり委員会を開催し、延べ48名の委員から189問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査を行いました。討論、採決を行った結果、認定第3号及び認定第6号については賛成多数、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び認定第8号の5件については全会一致をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出された意見につきましては、後日議員に印刷配付することに決定しておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 おはようございます。私は、日本共産党を代表し、第2決算審査特別委員会に付託された認定第6号、土地区画整理事業特別会計の認定について、また認定第3号、滝川市公営住宅事業特別会計の決算の認定についてを否とし、そのほかの認定第2号、第4号、第5号、第7号、第8号について可とする立場で討論を行います。なお、この際、決算審査特別委員会の討論で述べた内容のうち、2つの会計についての反対理由だけを述べたいと思います。

まず、認定第6号、土地区画整理事業特別会計を否とする理由は、以下の3点です。都市計画に基づき拡幅とクランクの解消をすることは、都市計画自体が見直されたとはいえ、3丁目通りの踏切の立体交差化などを含む時代に合わないことです。2点目、市の財政はますます厳しさを増し、優先順位の高い事業がめじろ押しの中で工事を行う状況になっています。この計画を実行する時期を間違った。あるいは、行うべきでなかったと考えます。3点目、街路灯の設置は、平成31年4月に間に合わない可能性も強くなっています。一定期間真っ暗な安心できない道路となり、市民の安全に対する配慮も不足した進め方です。

次に、認定第3号、公営住宅特別会計決算認定を否とする理由は、平成28年度中に市営住宅の維持管理の指定管理が契約された問題です。日本共産党は、指定管理の実態は修繕、保守管理などさまざまな契約を指定管理者に移すことで、公契約の平等を侵しかねないことなどを理由に反対し

ました。4月から事務所が遠くなったと聞かれます。また、4月の抽せん会も新町で行われたこと、また空き室の状況説明も不十分であることなど、問題点は多いと考えます。

以上、討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第3号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第6号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

最後に、残りの認定第2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成28年度滝川市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 平成28年度滝川市病院事業会計決算の認定についての5件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第7号及び認定第8号の5件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### ◎日程第4 一般質問

○議 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従い、質問をさせていただきますと思います。

まず、冒頭、今般の台風18号により全国で亡くなられた国民の皆さんに哀悼の意を表するとともに、被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。そして、あわせて今般の18号の防災対策に取り組んでいただいた理事者を初めとする職員の皆さんのご努力に心から敬意を表したいと思います。

それでは、通告の順に従って質問をいたしたいと思います。

#### ◎1、危機管理対策

- 1、弾道ミサイルに係る情報伝達について
- 2、義務教育施設等への防具の設置について
- 3、屋外への避難施設情報の伝達について

このたびの北朝鮮情勢というのは、非常に逼迫している。緊急度を増している。そしてまた、国民に対する危険度が従来から格段に高くなっている。このような状況にあると考えております。特に8月の末以降、北朝鮮の弾道ミサイルが2度にわたり北海道上空を通過し、太平洋に落下している。そしてまた、その間、水爆と言われているようですが、核実験も行われております。私も日本国民の一人として、核により武装する国が近隣にあることに大きな憤りを感じているところでもあります。市民あるいは国民の不安は、現在大きなものがございます。極限に達していると言っても過言ではないと考えております。

そこで、質問に入るわけではありますが、この弾道ミサイルにかかわる情報伝達の手段についてであります。8月29日、この通告書を提出した段階では1発目の北海道上空を通過する弾道ミサイルが発射して間もなくだったものですから、このような表現になっておりますが、この弾道ミサイルの発射は、道民はもとより滝川市民に大きな動揺を与えた次第であります。スマホなどによる緊急速報メールによらない情報の伝達について、いかなる状況だったのかということが実は非常に気になっております。本市の場合、FMによる緊急速報、さらには消防署のサイレンの吹鳴による伝達、このようなものが緊急速報メールによる以外の方法と承知しておりますが、市民の多くがこのサイレンをしっかりと聞けたのか、あるいは危機を共有できたのかということになると、私は十分ではなかったのではないかなという気がしてなりません。警報音としての大きさはもとより、パターンも従来の火災のパターンとは違いますが、音量、音質等を含めて従来の火災の警報音と同様であるということから、なかなか市民もミサイルの発射によるものとの認識がなされていなかったのではないかと考えております。これは私の個人的な考えであります。警報音についてはまた別の警報音を考えたほうがいいのか。それぞれにいろんな意見を持つ方がいらっしゃると思います。何か気味の悪い音が鳴っているというような市民、国民の方も他の自治体ではいらしたようでもあります。しかしながら、全ての滝川の市民に事の重大性をお知らせするこの警報音の今後のあり方についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 滝川市におきまして消防サイレンをミサイル発射情報の情報伝達手段とした理由といたしましては、緊急速報メール、エフエムなからちからの情報伝達に加え、市が持つ情報手段の一つとして消防サイレンを有効活用することで情報伝達の一つとして多重化を図り、市民の皆様にいち早く情報伝達を図ることを目的としているところでございます。ご質問の中に消防サイレンの警告音として音の大きさについてのご質問がございましたが、消防のモーターサイレンは常に最大音量でしか吹鳴できない構造となっておりますので、これ以上の音量を上げることは困難であるということ。また、新消防庁舎や分団詰所にサイレンが設置されていることから、現状は音が聞こえづらい、あるいは聞こえない地域が発生するということは理解しつつも、新たに消防サイレンを設置することは現時点では難しいというふうに考えているところでございます。また、火災等のサイレンパターンと区別が聞き分けづらいというような点につきましても、7月の防災通信にて周知をしているところでございますが、今後広報たきかわ10月号への掲載を予定しているほか、実際に消防サイレンの音源を録音した録音機を用いて、町内会連合会連絡協議会の会合を初め、防災関係のイベントなどの際にこれから一層市民周知に努めてまいりたいというふうに考えております。ほかの自治体で使用している警報音についてでございますが、防災行政無線のスピーカーでしか鳴らすことができず、またその防災行政無線につきましても現在滝川市では設置しておりませんが、仮に導入するということになりますと一般的に2億円から3億円程度の費用がかかると言われております。防災行政無線におきましても風や建物、地形などの影響を受け、聞こえづらいエリアが生ずるということ、あるいは電波による通信である以上通信障害を完全に排除できないというようなことを考えると、新たな情報伝達手段として今すぐ導入するということは難しいというふうに考えております。今ある情報伝達手段により確実に市民周知を図るとともに、さらなる情報伝達の多重化につきましても引き続き検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、9月1日に東滝川地区における弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が行われた中で、伝達手段の一つである消防サイレンの吹鳴におくれが生じたことに参加者並びに関係機関に対してこの場をおかりしておわびを申し上げたいというふうに思います。今回の遅延の原因はシステム上の通信障害によるものという報告も受けており、今後こうした原因に対応するよう、消防職員の操作マニュアルをつくるなどにより万全な対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますこともあわせてご報告をさせていただきます。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 財源のことを言われるとなかなか質問しづらいので、次に移りますけれども、この2つ目は結構大事な質問になると思います。弾道ミサイルの本道への到達時間は、発射後七、八分と言われております。これは、安全に避難するには極めて短い時間であります。特に子供たちの安全を守ることを前提とするならば、私は学校現場に頭部を保護し得る、ここにはヘルメットという表現がありますが、防災頭巾と表現してもいいですけれども、既にそういった装備を設置している学校は全国に相当あると承知しております。私は、先日発射後の避難訓練をしている学校現場の様子をテレビで拝見いたしました。頭部部分を広く覆う、そのようなものをしっかりとかぶるという

ことがどれだけ大事なのか。これは、我々戦後本当に長らく平和を享受してきた人間として、戦争中は防空頭巾を常時かぶって歩いていた、そのような状況を思い起こすと、とっさの判断でそういった対応ができることは極めて重要なのではないかなとつくづく感じております。このことについてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 弾道ミサイルに対する避難行動、特に子供たちの安全についてというご質問でございます。

先般、9月1日付でございますけれども、北海道教育委員会から事務連絡が発出されております。中身につきましては、北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う児童生徒の安全確保についてというものでございまして、警報が発令された際、今ご質問にあったように非常に時間が短いということでございますけれども、その際の対応について幾つか例を示されながらということの文書でございます。この中で児童生徒が学校等で活動している時間帯の場合、例えばドアや窓は全て閉めて、ドア、壁、窓から離れて座らせるですとか、校庭にいる児童生徒は速やかに校舎内に避難させる。あるいは、校外で活動している児童生徒は近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難させるといったもののほかにも数々例が示されているわけでございます。これらについてそれぞれ学校でどうするかということになるわけですが、先般教育長のほうから各学校長あてに、それぞれの訓練の実施について要請をしたところでもございます。弾道ミサイルに関する被害想定、これはなかなか困難という状況ではありますけれども、ご指摘の頭部を保護する方法について、これは柴田議員と意見が異なるかもしれませんが、義務教育施設のみ単独で対策を講じるということではなく、社会福祉施設ですとか医療施設、避難所なども含めまして市全体で防災、減災グッズの準備を進めていく必要があると。ですから、全てを行政の責任で準備するというには限度があるわけでございます。それぞれの責任、役割の中で考えていく必要もあるのではないかなと、現状そんなような考えを持っておりますけれども、いざというときには、学校であれば近くにかばんですとか、そういったものがあればそれを活用すると、そんなものを各学校の訓練を通してまずは身につけていくというところが今のところというところでお答えさせていただきます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 今の答弁の最後のほうは理論を置きかえ過ぎていて、私は義務教育施設だから言っているのです。一般の社会福祉施設だとか、高齢者施設だとか、そういう民間施設のことを言っているわけではないのです。それは取り違えないでほしいと思います。義務教育の現場においては、行政なり教育委員会なりが先頭に立って子供を守るという姿勢が必要だと言っているのです。私は、決して全体のことをここで申し上げているわけではないのです。必要な知識、見識を持った大人は自己責任という部分もありますから、私はそこまで安全を求めるということはここでは申し上げません。ただ、子供たちをお預かりしている以上、やはり学校現場では子供たちの身の安全をしっかりと守るという体制が必要だということで質問しているのです。後段のことについては非常に私納得できないので、再度答弁を求めます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 柴田議員のご指摘は、我々も同じような考えということです。子供たちの安全、安心を守るというのは、常にそれは心得ているつもりでございます。ただ、グッズの用意というところになりますと、すぐには対応できないというのが現状でございます。ですから、それぞれの役割を通して考えるということもありますけれども、今の柴田議員のご意見については十分受けとめさせていただいて、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 それでは、次の質問に移ります。

今回の弾道ミサイルの発射で、今ほどの答弁にもありましたけれども、強固な、できればコンクリートの建物、あるいは地下。はっきり言って七、八分で到達できるなんていう、まずメールが到着するのは発射後4分程度で来る。そして、例えば8分としたって残り4分ですよね。4分で人間がどのぐらい移動できるかということは、これは皆さんよくわかると思うのです。ですから、即座に避難場所を探せない場合も生じてくるということで、実は国も初めはそういう強固な建物だとか地下ですとか、そういうことを余り強く言わなくなってきました。とにかく建物の中に避難してくれということを言うようになった。これは1つ進んだと思うのですが、屋外にいる場合に自分が今どこに逃げればいいのかというのは、目の前の建物しかないのだと思うのです。ですから、特定の避難場所だとか、避難場所への誘導だとか、ここに書いてある避難施設の明示等、これはこれで必要なのですけれども、受け入れ側、店舗ですとか、一般の住宅かもしれない。通行している人たちが即座に避難できる、そのような意思を市民の皆さんにしっかりと植えつけていかなければいけないということになってきていると思うのです。私は、別にこの滝川にミサイルが飛んでくるとは思っていない。思っていないが、最終的にそういう身の安全を守るということを市民が意識して今後やっていかなければいけないと、こういう考えを持っているのです。その上で、市の今後の対応についてお考えをおききしておきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 国で示している屋外での避難行動につきましては、できる限り近くの建物や地下に避難することとなっておりますことから、議員がおっしゃられたとおり、ミサイルにつきましては発射から落下までわずかな時間であるということを考えますと、避難所への避難ということではなく、屋外におられる方につきましては、近くに建物がある場合は避難所に関係なく避難できそうな建物、店舗、公共施設などに避難をしていただき、近くに建物がない場合も当然想定されますから、その場合は物陰に身を隠すか地面に伏せるなど、頭部を守っていただきたいというふうに考えているところでございます。さらに、ミサイルの発射情報を知り得た際に自宅など屋内にいる方につきましては、あえて屋外に出てまで避難することは大変危険なことです。自宅内での避難行動をとっていただくということになります。こうした行動につきましては、市の公式ホームページや防災通信でも周知をしているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、広報たきかわの10月号への掲載を改めて予定しております。また、屋外にいる場合につきましては、避難者に対する避難行動の周知だけではなく、議員がおっしゃられたとおり、避難者を受け入れる側である店舗あるいは飲食店、金融機関、福祉施設などの管理者の皆様方に対しても避難者を受け入れていただく

よう、市からもこれから協力を求めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

## ◎2、教育行政

### 1、滝川西高等学校の施設改修について

次の教育行政に移ります。滝川西高等学校の施設の改修についてお尋ねいたします。本定例会に滝川西高等学校に係る施設改修等の補正予算が計上されております。これの中身を見ますと、扉があかなくなった。それも長期間片側の扉があかなかったが、とうとうもう片側もあかなくなって、体育館の出入りができなくなった。あるいは、壁が剥がれて、その補修を行いたい等々です。私も西高は1年間に何度か行くのですけれども、本当に老朽化の度合いが激しいなというのは誰の目から見ても明らかなわけです。私は、早急な大規模改修、改築等が必要と思われます。市の財政状況も十分理解しております。しかしながら、これを早急な対応をするという必要性は本当に感じているわけでありまして、そのための質問ということでご理解をいただき、その時期等についてのお考えをお伺いをいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 西高の改築のご質問でございます。

西高の施設につきましては、昭和53年に化学室などの特別授業棟、これらの建設から順次、本校舎、体育館、実習棟などを建設してきております。経年に伴います修繕につきましては、随時緊急性などを考えながら実施をしてきたということで、このたびも補正予算をご提案をさせていただいたところでございます。ご指摘の大規模改修ですとか改築の必要性、これは認識はしつつも、多額の財源ということになってしまうのですけれども、これを要することから、残念ながら今の段階で建てかえの時期についてお話をする状況にはないというのが実情であります。義務教育施設も含めまして考えていかなければならないという非常に大きな課題ということになってございます。当面これまで同様施設の点検整備、修繕などを行いながら、校舎の維持管理に努めて学校運営を進めていきたいというところで、前回の議会でも別の議員からご質問いただきました。なかなか前向きな答弁ができないという状況であります。この辺は十分ご理解いただきたいところだというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 予想どおりの答弁なのです。教育長、全然教育委員会としてこんな学校環境ではだめなのだという危機意識が不足している。率直にそう申し上げます。滝川西高等学校の教育は、私は全道、全国に誇れる文武両道の教育をしっかり行っている、そういう学校だと評価しているのです。しかしながら、環境的には今も教育部長からお話のあったとおり、昭和53年以降、私から言えば微々たる修繕です。たまにストーブを取りかえるという補正予算が上がってみたい、それで少しは暖かくなったという声が聞こえたり。そうではなくて、教育委員会としてその財源確保も含めてし

っかりと改築に向けた意思を固める。時期については、それはやはり行政側としっかり詰めていかねばいけないと思っていますけれども、何かこの答弁に関しては、お金がないのですよ、仕方がないではないですか。私は、市長に聞いているのではないのです。学校を管理している教育委員会に対して私は聞いているのですから、もっとしっかりとした答弁をいただかないと私は納得できません。教育長の答弁を求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

まず、必要かちゃんと認識しているのかという部分については、十分認識しているつもりです。そして、改築あるいは改修についても大規模にやりたいという気持ちははっきりここで申し上げたいと思います。しかしながらという部分の中で、大きな要素として財源問題があると、あるいは国の予算の持ち方については以前の議会でも申し上げたとおり、文科省は場合によっては予算上補助金を使わずしてやることも検討してほしいということを文科省の職員がはっきり言っています。ただ、そういう中でこの滝川市が大規模な改修をできるかという、これは現実的になかなか難しいものがある。委員会としての意思としては、強く改修の意識は持っています。まして53年という年度は非常に昔です。ただ、小中学校、私の記憶ではですけども、東小学校で昭和53年、さらにその前には第二小学校、さらにその前には第一小学校、そして江部乙においても一番新しい給食棟でさえ昭和56年と。そういった中で、少ない財源の中でできる限り環境を整えようということでも日々頑張っているつもりです。ですから、今後いつということは当然言えないのですけれども、そういう意識を持ちながら、少しでも早くいい環境を整えてあげたいという気持ちであるということではここで申し上げたいと思います。どうかご理解いただきたいと思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 再度教育長にお聞きします。義務教育施設の改修についても、今の西高のことにしても努力はしているのだと思うのです。しかし、前に進んでいる感がないのですよ、ここ何年も。前に進んでいるのだったらいいのです。しかしながら、どんどん、どんどん先に延びていくばかりで、いつこの問題に終止符が打たれるのだということの認識が我々持てない。これはわかりますよね。ですから、難しいことなのだという事はもう十分わかったのです。これから何をしていかなければいけないのかということを考えているのでしょうかから、それを一つでも二つでもこの場所ではっきりしてもらわなければ私は質問を終われないので、そのことについてもう一度教育長にお伺いしておきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 終われないと困るのですけれども、ただ私としてははっきりしたいという気持ちは十分持ちつつも、はっきりできないと。ただ、何もしないわけではございません。当然市長にも協力していただいて、文科省あるいは財務省等々にいろいろお願いを申し上げております。また、教育長会、都市教育長会含めて国のほうには相当強い話をしております。国の支援がないと、なかなかどころか難しいというのが現実です。そういった中で、今後とも内部協議は当然進めますし、国に対しても強く、強く要望してまいりたいというふうには思っております。それ以上の部分をいつと

ということではっきり申し上げたくても今の段階ではできないということで、ご理解をお願いします。

○柴田議員 終わります。

○議長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。それでは、質問順に従いまして質問させていただきます。

## ◎ 1、市民生活

### 1、空き地の雑草対応について

### 2、農村地区のごみ収集について

まず、1点目、空き地の雑草対応について。空き地の雑草でハエや蚊などの虫の発生のほか、ネズミなどのすみかになるなど不衛生となり、隣接の住宅への迷惑になっており、苦情なども聞いております。持ち主がわからない場合などが考えられますが、行政としてどのような対応をしているのか伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、お答えします。

滝川市では、昭和55年に空き地の環境保全の適正化を図るために指導要綱を制定しました。空き地の適正管理について、年間30件から50件程度指導しています。今年度につきましては、8月31日時点で38件指導しているところでございます。空き地の指導につきましては、近隣住民からの通報を受けて、職員による現地確認を行い、所有者または管理者に対し指導文書を送付していますが、電話や口頭による指導も行っています。なお、施設入所者や遠隔地の方でも除草ができるように滝川市内の除草事業者一覧を同封しているほか、害虫駆除にお困りの場合は専門事業者を紹介するなどの助言を行っています。また、指導を行った後も、実際に除草が行われているか再度現地確認を行って、また除草が行われていない場合は再度指導を行っているところです。所有者または管理者が不明の空き地については、近隣住民への聞き取りによる情報収集、登記を取得するなどの調査を行っています。既にお亡くなりになっている場合は親族等の調査を行い、可能な限り指導を行って空き地の適正管理指導に努めているところです。今後につきましても、引き続き空き地の環境保全の適正化に向けて粘り強く指導していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 空き地につきましては十二分にしていきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

農村地区のごみ収集について。生ごみや燃やせるごみの収集について市街地においては週2回収集しているが、農村地区においては週1回しか収集されていません。このことにつきましては、若いご婦人の方から、農村のほうも2回お願いしたいという声は聞いております。それで、農村地区での生ごみは堆肥とする農家などが多いことなどから1回になっていると聞いていますけれども、近年では堆肥にしている家は少なく、農村地区においても週2回の収集にしてほしいという声が聞かれております。それで、農村地区のごみ収集を週2回にするべきと思いますが、そのように変更

するお考えがあるのかどうかを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問いただきましたごみ収集についてですが、ご承知のとおり現在市街地区の生ごみと燃やせるごみについては週2回、農村地区については週1回という現状でございます。平成15年4月から現在の方法で分別収集がスタートしましたが、当時の住民説明会では、農村地区の回数が少ない理由として、おっしゃったとおり生ごみを自宅で処理する人が多いこと、ごみの保管場所に余裕があることが考えられるということで説明をさせていただきました。それまでの月1回の収集、これが週1回の収集に大幅にふえることで、住民の皆様につきましてはご納得いただいてスタートしたという経緯がございます。現在の状況でございますが、市全体の人口、農村地区の世帯数が減少していること、またさらにごみの減量化にも積極的に取り組むことで1世帯当たりのごみ量も減少しているところです。また、市街地区と比較して、実態としては農村地区の1回の収集に要する時間は約2倍程度、1回当たりの収集量は約半分程度となっています。課題としては、農村地区を週2回とした場合については委託料が増額になるという現実もございますので、市指定ごみ袋の値上げ等の検討も必要になってくるのかなというふうに思っています。先ほど申し上げました現状や市民負担、こういうものを考えますと、現時点では農村地区の回数をふやす考えには至りませんが、ご質問いただきましたので、他市町村の事例などを参考にして検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 そこで、最後に再質問なのですが、副市長にちょっとお聞きしますけれども、農村地区が納得したのは平成15年ですか、14年たっていて、今は相当な時代の変化になっておりますし、私の考えているのは農村地区も住民税をきちっと払っていますよね、市街地区と一緒に。平等下においては、夏場だけでも週2回ということの考え方に持っていくことはどうなんでしょうかということを副市長にお伺いします。

○議長 長 副市長。

○副市長 市民生活部長のご答弁の繰り返しになりますけれども、滝川市の将来の人口、世帯数、またごみ量等の推移の状況を見据えた上で、今のご質問の収集回数をふやすということになりますと当然委託料も増大します。そうしますと当然市民からのご負担も多くなりますし、滝川市がどれだけ財源的に持たなければならないという部分はまだ試算もしてございません。そういう意味では、先ほど市民生活部長もご答弁しましたけれども、他市町村の例も見まして十分検討させていただきますので、ご理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木下議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従いまして一般質問させていただきます。

◎ 1、総合交流ターミナルたきかわについて

1、経営状況について

2、近隣施設との比較について

3、滝川市の顔として求められる将来像について

今回は、総合交流ターミナルたきかわ、通称道の駅たきかわにつきまして質問させていただきたいと思います。まず、1点目は経営状況について、近年は連続して赤字決算になっているようでございます。収入についても減少傾向が続いているようでございます。内部留保との関係において同様の赤字の状況が続いた場合、一体どうになってしまうのかお伺いをいたします。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 それでは、お答えさせていただきます。

総合交流ターミナルたきかわにつきましては、総合交流ターミナルたきかわ管理組合というのを当初から立ち上げておりまして、地元の方ですが、これまで市から管理代行負担金は支払いは一切ございません。その中で、運営につきましては施設での売り上げ、それと各出店者、農産物の直接の販売、農家さんとかそういう皆さんでございますが、からの共益費によりまして施設全体の管理運営を行っております。ただ、ご指摘のとおり近年は単年度収支での赤字が実際続いております。現状でございますが、内部留保につきましても減少している状況にあります。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 確認をしたいのですが、まず家賃はいただいていないですよ、管理代行負担金は払っていないが、家賃はかかっていないということと、それからもう一つ、出店されているレストランについてなのですが、いろんな考え方があると思うのですが、行政財産使用料ということになっているのか、聞いているところだと歩合ということで収入になるということだと思いますが、そちらの件。

それから、ここ近年ということで、実は私の調べた限りでは平成27年度までの3年間の指定管理期間で380万円程度のマイナス、それから28年度単年度で300万円強のマイナスであると確認しております。両方合わせて約690万円の赤字であるという状況なのですが、これはこれだけなのか、それからもっと前からなのか、何年間なのかということと、それとあとできれば、どうなるかという、要するに例えば同じように単年度300万円が29年度にも発生した場合どうになってしまうのかお答えいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 まず、家賃につきましてはいただいております。レストランなどにつきましても、あそこの施設として使用料の歩合、数字的に10パーセントとか15パーセントという数字なのですが、ちょっと今申しわけございません。そのような数字で売り上げていただいております。農産物の関係の農産物直売所友の会の関係につきましては、20パーセントとか、そういう数字がございますが、中のほうについてはそこまではなかったのですが、10パーセントです。管理

費としてはレストランも１０パーセントとなっております。

次ですが、２７年度とか２８年度の赤字の額でございますが、特に、ずっと比較的よかったのですが、２２年度に高速道路の無料化社会実験がございまして、その段階から入場者が大幅に減少しております。ちなみに、平成２５年度を仮に１００といたしますと２２年度は８割程度しかお客さんが入っておりません。そのままで、数字的には多少は改善しているのですが、まだもとに戻り切っていないというか、そんな状況にございまして、２８年度でも９割ぐらい、その前年でも９８パーセント、その前で１０１パーセントとか、そんな感じで落ちたままになっております。それと、昨年度が低いというのは、実は道の駅の前面の国道１２号で４車線化工事が行われました関係で大型バスなどが出入りしづらかった状況もございまして、入場者が大幅に減っているということもございます。あと、管理組合につきまして、これまでもイベントなどを開催したり、周辺環境整備など来場者数の増加に向けた取り組み、またＬＥＤの使用で節電などの経費節減に取り組んでおりますが、もとに戻り切っていないという状況です。ただ、２９年度上半期では売り上げが対前年度でプラスで推移しているということで伺っておりますので、今後も収支改善に努め、赤字を生じないように努力していきたいということで伺っております。ということで、単年度３００万円という赤字は今後起きないことを私どもは祈っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 祈るのは私も同じ気持ちです。ちなみに、今後のことについては３番目でお聞きしますが、単純に確認したい。まず、この項目の中で確認したいことは、３００万円がもし２９年度に出たらどうなるのかということについてお聞きしたのですけれども、最終的にそれについてお答えをいただきたい。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 今年度３００万円ということで、今２８年度末でまだ残っているお金と言っているのか、５６０万円ほどございます。ということで、今年度末で万が一３００万円の赤字があってもまだ大丈夫ということで伺っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 １問目についてはこの辺にしておきますけれども、次に２問目、近隣施設との比較についてでございます。なかなか調べるのが難しかったのですけれども、完全に正確かどうかというのは私自身もほぼ合っているというつもりでおりますけれども、報道等によると近隣の道の駅の来場者数はライスランドふかがわが年間１００万人前後、それから三笠が年間７０万人程度、これが多分空知の上位２つなのでないかなというふうには思うのですけれども、滝川は深川の６５パーセントに満たない。６０パーセント程度かもしれないと思うのですが、利用者数と言われております。また、深川と三笠は増加傾向にありまして、滝川は減少傾向にあると言われております。その原因とこれまでの取り組みについてお伺いをいたします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 それでは、利用者の関係でございますが、道の駅たきかわの利用者につきましては、ここ数年おっしゃられておりますとおり年間６０万人ぐらいで推移してございます。そうい

う中で、深川、三笠などが多いということもありますが、はっきりした数字は我々のほうでもなかなかつかめないのですが、ただ伺っている中では一応深川のほうは90万人ちょっとぐらい、この3年間ぐらいです。三笠が70万人前後ということで伺っているというか、そういう話を聞いております。滝川が第3位ぐらいできておりまして、次に、余計な話かもしれませんが、雨竜が40万人ぐらい入っているという話でございます。ただ、この利用者の集計方法につきましては、各施設で調べても多少の差があるということで、滝川につきましては入り口のところにセンサーみたいなのがついていまして、それを通過することでカウントされる。出入りで1です。だから、入っただけなら0.5ぐらいの意識でいただければ、そんな感じでございます。ただ、利用者につきましては、議員さんのおっしゃられるとおり下回っているということで、これは我々も認識しているところです。

その原因についてということでございますが、1つにつきましては沿線の国道、道道の交通量の差、あと大型バスなどの駐車しやすいなどの差もあると思います。あと、深川、三笠の道の駅につきましてはコンビニが併設されている。道の駅に用事がない方もコンビニに来て、ちょっとのぞいていく、トイレに行くなどもあると思います。コンビニのほかにも複数の業態の店舗、三笠ですいろいろなものが周りにあって、どこで人数を確認しているのかと我々は気になっているところでございますが、そういう出店者がある。あと、商品につきましても確におっしゃられるとおりなのですが、ほかのところにつきましては豊富なというか、商品が見やすい感じで並んでいると私は思っております。ただ、そういう関係で施設全体の規模、売り場面積などの違いで施設としての魅力に若干の差が生じているのかなと感じているところでございます。あと、指定管理者であります総合交流ターミナルたきかわ管理組合につきましても、限られた施設、あの施設につきましてはもう18年もたって古い施設でございまして、最近できた施設と違って売り場の構造、面積など多少、当時としては最新の施設だったのですが、古い施設の中で、季節によって商品が不足することがないよう、あと地元の産品や特産品を中心に品ぞろえにつきましても努力していただいているところであります。また、管理組合を構成する各出店者の方々につきましても、魅力ある商品を提供するよう取り組んでいただいているところでございます。あと、来場者の数ですが、確かに先ほどもお答えしましたように年々多少は減ってきております。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 では、確認をさせていただきますけれども、来場者数のカウント方法はセンサーであるというふうにご答弁いただきましたけれども、出入りで1と。これは、具体的に言うとトイレと買い物できるところとは多分別なセンサーがついているのでしょうか。もし実際トイレはどの程度なのかとかということがわかればいいのだけれども、わからなければ、いずれにしてもそういうことなのかということと、それから他施設にはコンビニがあるとおっしゃいましたけれども、コンビニがカウントされているということは確認できているのですか。実はコンビニがカウントされていなくて、カウントされたらまだまだふえるということになりかねないということなると思いますが、いかがですか。

それと、商品については次にお話ししようと思っていますので、ここでは触れないです。

それと、古い施設であるということなのですが、この質問の基本的考え方は、設備をしなければ改善はできないという考え方に立脚しない議論を行いたいというふうに実は思っております。それを仮定とすると答えは出ないのかなというふうに思っていますので、その辺については排除してご答弁をいただければというふうに思います。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 入場者のカウンター、センサーでございしますが、あそこは夜間ということで、トイレのほうは入り口が別になってございますので、そこにセンサーも設置されております。正面のセンサーと横のセンサーでそれぞれデータの的にはとられているのですが、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、もし必要であれば後ほど。

次に、よその施設でコンビニはカウントされておられません。入り口が一応別なので。済みません。ただ、コンビニに来ることで、そこに寄られている方が寄ってしまうということを先ほど述べただけで、申しわけございませんでした。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 できるだけ私の質問に正確にご答弁をいただければというふうに思いますが、ここで確認をさせていただいて、次の3番目に移っていきたいというふうに思います。

滝川市の顔として求められる将来像についてということでございますけれども、滝川の道の駅は江部乙にありますけれども、滝川に導入される部分での最初に強い印象を受ける施設だというふうに思いますし、江部乙にあるけれども、江部乙だけでなく滝川の市民が愛着を持って非常に大事ななというふうに思っている施設だというふうなことを前提に質問させていただきますけれども、全国の道の駅は、まちの顔としてそれぞれの自治体が競争する中で注目度が上昇しています。売り場を磨くためにさまざまな工夫がされ、地域らしさを目指しているからだと思います。先ほど商品という話がありましたけれども、さまざまな特色ある商品をつくり出して、編み出して、そしてあらゆる媒体で紹介される努力をして、まちを売り込むということが物すごく活発に行われているところが多いのではないかと認識を持っています。そこで、先ほど1番、2番で質問させていただいた経営状況と近隣施設との比較という視点から、もう一つは「日本で最も美しい村」江部乙協議会や江部乙商工会との連携という視点から、そしてもう一つは近隣施設である農村環境改善センターとの関係性という視点から、この3つの視点から滝川市の顔として求められる今後描くべき将来像とその方策について伺います。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 なるべく正確にお答えさせていただきたいと思います。

それでは、道の駅たきかわにつきまして施設の設置目的につきまして、都市と農村の交流の場として地元農産物等の販売や地元食材を利用した食事の提供などによる地域の総合的な情報発信を行い、農業、農村の振興や地域の活性化に資するという役割を果たすため、本市の安全で新鮮な農産物や特産品などのPRのほか、観光情報等を含めた滝川市の情報発信施設としまして、また農業者を含めた地域の皆さんの活動拠点として今後も発展していったほしいと思っております。その中で、

そのためですが、近隣施設との比較という点で、現状本市において施設面での大規模な改修や設備は困難であるということは管理組合様にもご理解いただいているところでございます。さらなる品ぞろえの充実、陳列方法の工夫などソフト面での努力により施設の魅力アップに引き続き取り組んでいただくとともに、市としても道の駅のPR等についての協力のほか、農業生産振興の面から地元農家の皆さんに例えば直売用の生産ハウスの設置補助なども検討していただき、農産物直売所への地元農産物の供給について後押ししていきたいと考えております。また、先ほどおっしゃられましたけれども、各種団体があの付近にいっぱいあります。その各種団体や他の施設との連携という視点で、道の駅たきかわにつきましても当時は江部乙商工会を中心とした地域の皆さんの強い要望を受けて整備しまして、その管理運営も江部乙商工会を中心として地域の農家の方々にも参画していただきながら、管理組合方式により地域密着型施設として運営してきており、地域の皆様の要望により整備した施設を地域の皆様が組織する団体により、市からの管理代行負担金なしに地域の皆さんの活力によってこれまで運営されてきた施設であることから、今後も農業者を含めた地域の皆さんにより運営されていくことが理想ではないかと考えております。そういった意味で、近年は江部乙地区においてもさまざまな団体が活動されていることから、市としても道の駅を初めとした江部乙地域の施設等について管理運営に関するご意見など地域の方の声があれば、それらをお聞きしまして施設の管理運営に役立てていきたいと考えております。そのため、今おっしゃられました美しい村ですとか、より一層商工会ですとか、そういう団体などを含めまして連携、橋渡し等に協力していければと考えております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 では、再質問させていただきます。

まず、1つ目は、経営状況と近隣施設の比較というところなのですが、先ほど通行量が減少したためにおっしゃっていましたが、深川とは大変近い位置関係にありまして、どちらも減少しているのではないかとということについてどのように考えているかということと、もう一つは大事なことでございますが、この施設だけではなくて、先ほど560万円残っているから、あと300万円赤字でも大丈夫だとおっしゃっていましたが、確かに管理組合の懐ぐあいにも手をつた込むということは私のすることではないのかもしれないという認識のもとに、ただ私自体も指定管理ということについて深く携わった経験がありまして、単年度赤字を出しただけでも物すごく責任を感じるわけです。当時市役所の担当の職員の皆さんも、これは当初赤字だったことが実はありました。どうしようといって膝を突き合わせて、本当に大変だったのを思い出します。何とか解消していった。それには具体的なことがたくさん用意されなければ、解決はしないわけです。指定管理先が赤字の場合の一般的な対応というのですか、ほかの施設も含めて、それについては一般的にはどうされているのかということと、それと資金不足に陥ってしまった場合、300万円も赤字にならないのではないかと断言していますが、例えば3年後に資金不足になってしまいましたというときの対応、管理代行負担金をお支払いするというような、そんなような答弁では済まないような気がします。いかがでしょうか。

それから、次の「日本で最も美しい村」江部乙協議会や江部乙商工会との連携と、具体的に私は

2つ出したのです。さまざまな団体がある中でこの2つというふうにおっしゃっていましたが、私も、私はこの2つについてお話をしているのです。現在どんな連携がとられているのか、まずそれについてもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど答弁がほとんどなかったと思うのですが、農村環境改善センター、今は直営になりましたけれども、近隣施設ということで、あそこには歴史的施設だとかございます。ですから、今広く使っている道の駅というのを、その道の駅の主たる施設以外にも例えば立ち寄っていくとか、いろんなことが行われているところが多いと思います。そういうことについて実はお聞きしたかったので、具体的に農村環境改善センターとの関係性の視点からの今後の取り組みということについてももう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 経営状況と近隣施設の比較、交通量の関係でお話があったのですが、22年に先ほど言ったように高速道路の社会実験があった関係で滝川の道の駅の通過車両が減ったという意味で一応お答えをさせていただいたということでございまして、12号の並びでいうと三笠も深川も走ってはおりますが、たまたま三笠、深川につきましては高速道路からおりて直結で行ける立地的にはいい場所にあると私は思っております。

それと、単年度赤字けれども、それは大変なことは我々も重々承知でございます。一般的な対応ということでございますが、今考えておりますのは将来的に赤字がどんどん、どんどんいってしまったらどうなるのだということも含めた内容だと思いますので、今あの施設につきましては、公共施設マネジメント計画というのがございまして、その中で総合交流ターミナルたきかわにつきましては現状の運営管理体制を維持する中で、PFIの手法や包括的民間委託など民間のノウハウを最大限活用した官民連携による経済的かつ効果的な施設維持、運営の手法を検討するというふうにされている施設でございまして、将来的にはある程度の期間でそういう負担金を出すのは確かにおかしいというお話でございしますが、赤字が大幅に続いている状況となりますと民間のノウハウなどにつきましても利用して検討していく。だから、今の形とは変わっていくことも必要があるのではないかと考えております。改善センターとの視点もその中で一緒に、一帯の地域の活用の中で当然検討されていくものだとして理解してございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 本間議員。

○本間議員 なかなか思いがかみ合わない感じがいたしますけれども、まず何を言いたいかというと、余りそんなに先の話にならないのではないのかなと。だから、具体的に示していただいた内部留保560万円の中で、もうことしやっているわけですから、来年とかに本当に全力で経営改善というか、をしなければならぬということが本当に差し迫っている状況にあるのではないかなというふうに思うからなのです。だから、PFIとか、それははるか先の話かもしれないではないですか。それは改築とか、それから民間ノウハウというのはPFIのことを言っているのだと思うのです。ただ、例えば陳列だとか、商品を新たに追加していったりする。例えばいろんなまちのお菓子屋さんに新たな商材を提供してもらおうとか、そういうような細かい話はいろいろあると思うのだけれど

も、要するに全力でそれに当たっていかなければならない。例えばそのためにそういう専門の方にアドバイスをいただいてやるのだとか、何かそういう戦略性が必要なのではないかなというふうに思うのです。この3つの視点というところから、ぜひかみ合ったご答弁を副市長などからいただけたらうれしいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 長 副市長。

○副市長 本間議員のご心配は、私も同じでございます。それで、先ほどからご質問にもありますけれども、道の駅は滝川の宝でもあり、江部乙の顔でもあります。そういう中では、今おっしゃっている細かい努力が必要ではないかと。昔本間議員と私はいろんなところで事業をやってきましたけれども、なかなか事業は厳しいというふうに思っています。そんな中でできることは何かというご質問だと思いますので、できることはしっかりやっていかなければなりませんし、道の駅は今管理組合でやっていますし、あと改善センターについても駐車場は改善センターの駐車場がございますので、その中で連携したイベントも今実際やっているところでございます。そういう中で、今ご質問にありました内容については内部でも十分検討しますし、道の駅の管理組合とも十分話していかなければならないと思いますし、また江部乙の方にもいろんなご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本間議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。通告順に質問をしたいというふうに思います。

#### ◎1、会計年度任用職員制度

- 1、スケジュールについて
- 2、対象となる職員について
- 3、新たな給与について
- 4、募集・採用について
- 5、施行期日前の適正化について

1 件目、会計年度任用職員制度、これは本年6月の法改正で臨時非常勤職員の適正な任用についての抜本的な改正ということで、平成32年4月1日施行となっております。まず、スケジュールについてですが、制度導入に向けた事務処理マニュアルが8月23日に示されました。平成32年4月1日開始に向けて、条例改正、また職員団体との協議などについてどのようなスケジュールを計画しているのか伺います。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 会計年度任用職員制度についてのご質問でございますが、本年5月、地方公務員の臨時非常勤職員につきまして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化及び一般職の非常勤の任用等に関する制度の明確化を趣旨として地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員制度の創設が示されたところでございます。冒頭ご質問の中にご

ございましたとおり、導入に向けて必要な準備等につきまして8月23日に通知が出たばかりでありますことから、市としてはこれから準備作業に入る段階ということを前段ご理解をいただきたいと思います。

まず、ご質問にありましたスケジュールにつきましては、国が想定している導入スケジュールを基本としつつ、今後総務省等による説明会等も予定されていることから、さらなる詳細な情報収集を行いながら、平成32年4月1日に向けて準備してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まだ準備を始めた段階ということで、その枠内でお答えをいただきたいと思いますが、次に対象となる職員についてですが、一般会計、特別会計、企業会計の嘱託職員の職種、臨時職員の職種全てが会計年度任用職員に移行すると考えてよいかわかります。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 会計年度任用職員への移行についてのご質問でございますが、今後まずは現在任用している全ての臨時、非常勤職員の実態把握を行うとともに、それぞれの職の必要性も検討しながら、会計年度任用職員に移行するなど、臨時、非常勤の職の再設定を行うことになることから、現時点では非常勤職員の職種全てが会計年度任用職員に移行するかどうかお答えできる状況にはないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そういいますので、2と3の要旨については削除いたします。

次に、第4要旨ですが、現在フルタイムの嘱託職員、臨時職員はいるのか。また、週労働時間が正規職員と嘱託職員で1時間ほどしか変わらない事例は、保育士のほかにもあるのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 フルタイムの嘱託職員はおりませんが、市立病院職員の一部でフルタイムの臨時職員として勤務している職員がおります。また、嘱託職員の中には、事務員を含め1日7時間30分、週37時間30分勤務の職員もおります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 恐らく第5要旨についても具体的な答弁は出そうもないので、これも削除いたします。

次に、第3項目、新たな給与についてですが、会計年度任用職員が期末手当の対象になることにより人件費が増大します。そこで、まず平成28年度決算での全会計の嘱託職員、臨時職員の人件費総額、また28年度の期末手当と同率が支給されると仮定した場合の期末手当総額はどのくらいか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 嘱託職員、臨時職員の給与についてのご質問でございますが、まず平成28年度決算で全会計の嘱託職員、臨時職員の給与の合計は約9億円となっております。

2点目の期末手当についてのご質問でございますが、会計年度任用職員に係る勤務条件の制度設計はこれからでありますので、仮定での答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 仮に期末手当が9億円に対して、実績の何カ月というのがありますよね、これを掛けた場合の試算をしてください。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、嘱託職員は月額報酬、臨時職員は時間勤務の単価という部分でございますので、まず給与という部分から考えると一概に積算ができないということで先ほど申し上げたつもりでございますが、仮に議員がお求めになっている9億円を全て給与というふうに、仮にですが、仮定をしたとすれば、積算としては9億円を12カ月で割ると月額ということになりますし、それに期末手当の現行であれば2.6月ということになりますので、その積算が、議員が仮定したという部分であればその金額になるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この試算であれば、9億円の1割は間違いないと。2.6月ですから、12カ月に対しては2割を超える場合もありますけれども、ただこれが今後どういうふうになるのかわかりませんので、今のご答弁を今後の参考にしたいというふうに思います。

次に、退職手当についてですが、常勤職員の勤務時間以上の場合という条件つきで支給が定められています。フルタイムの会計年度任用職員は対象になるのか、またフルタイムには週労働時間で1時間でも正職員より少ない嘱託職員は含まれないのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 退職手当についてのご質問でございますが、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、一定の要件はありますが、退職手当の対象になる場合もあるというふうに定められています。

次に、フルタイムの考え方についてのご質問につきましては、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である者をフルタイムの会計年度任用職員とし、これよりも短い時間である者はパートタイムの会計年度任用職員と定めていることから、フルタイムには含まないということになります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 検討を始めたばかりと言いながら、そのところだけは非常に断定的に言われたことにちょっと私は違和感を持つわけですが、これは国会の審議でも、40時間に対して39時間でも、これはパートタイムだから該当しないというような機械的な考え方はしないという答弁も出ています。ですから、一般常識的に9割超えたらこれはフルタイムだろうというようなことについても検討する必要があるのではないのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 現在法で示されている退職手当の対象となる一定の要件につきましては、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至ったもので、引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は職員とみなして退職手当を支給することとされているという条文になってございますので、先ほど申し上げましたとおり、勤務時間が常勤職員と

同一であるという部分がやはり基準になるということから、フルタイムあるいはパートタイムということで先ほど答弁をさせていただいたところでございます。ただ、この職員に該当するかどうかというのは、これから滝川市としてどういう制度を運用していくかということになるかと思いますので、その点については議員がおっしゃられたとおりということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 結論から言えば、38時間とか39時間のような、そういうおかしなパートタイム制度は、これで制度改正でなくなっていくというふうに私は考えています。そのあたりでは部長とも一致するのかなというふうに私は思いましたが、今後の検討を待ちたいと思います。

それでは、3点目、会計年度任用職員の給与や勤務条件は条例で定められるようになります。民間事業の従事者の給与も考慮するためには適正な調査等が必要になると思いますが、どのように進めるのか。また、給与、経験年数、人事評価、特殊勤務など施行規則で定められているような表形式になるのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 冒頭申し上げましたとおり、給与、勤務時間等の制度設計に当たっては、今回示されたマニュアル、あるいは先ほど申し上げましたとおり今後予定されている説明会での情報収集を行いながら、進め方について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 4の2については削除いたします。

次に、5項目めです。施行期日前の適正化について伺いますが、マニュアル問答集で施行期日前の労働条件の適正化については平成26年総務省通知で行うこととされています。しかし、そもそも平成21年通知でこれらの職員に対して適用されるべき労働基準法に定める年次有給休暇、また産前産後休業、育児時間、生理休暇が制度として設けられていなかったり、法律上の規定を下回っているような場合には法律の趣旨に合致するよう速やかに制度を整備すべきであると指導、助言を受けています。

そこで、まず1点目、なぜ8年間も放置してきたのか。

2点目、3月の第1予算審査特別委員会で求めた産前産後休暇と引き続く育児休業、また介護休業などは8年間放置した責任を果たすため、遅くとも30年度からの実施を求めますが、考えを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 非常勤職員の産前産後休暇等についてのご質問でございますが、8年間放置してきたのかという質問がございましたが、私どもといたしましては放置してきたつもりはございません。非常勤職員に係る勤務条件等につきましては、その時々において検討しながら、また募集、採用時には勤務条件等を提示した上で勤務をしていただいているというところでございます。現行の臨時、非常勤職員制度において不明確な部分もあり、各地方公共団体によって任用や勤務条件等に関する

取り扱いがばらばらであったということから、今回の地方公務員法等の改正によって統一的な取り扱いが定められたという認識をしているところでもございます。非常勤職員の休暇等につきましては、予算委員会においてもお答えさせていただきましたが、法改正に基づく新たな臨時、非常勤職員の制度を設計する中で給与や勤務条件等を一体的に構築していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 放置していないというのは、余りにも強い答弁だなというふうに思います。26年通知の8ページ、ちょっと読みますけれども、平成21年7月24日付総行公第48号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正について。こういうことで明確にうたっているのですよね、21年通知は。だから、それにもかかわらず、現在市の非常勤職員の皆様は育児休業もない、介護休業もない。まして、産前産後休暇もないという、こういう差別的な状況に、大変おくれた待遇になっているわけです。これをもって放置してきたのではないと言うのは、余りにもそれは強弁でないでしょうか。21年通知に対してなぜこれをやったのなかったのかということで、もう一度伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、非常勤職員等に係る勤務条件等について、その時々において市としても検討しながら、その取り扱いについてはどうしていくかということは進めてきていたということは先ほど答弁で申し上げたとおりでございますし、予算委員会の中でも国の動きあるいは近隣自治体の状況等を勘案しながら、滝川市として率先してやるべきとの判断に立って法の制定を待たず当然取り組まなければならないという部分もあるということも答弁をさせていただいたところでございますが、現実的に現在国において法の改正という動きが出てきているという状況にありますので、先ほど答弁したとおり、一体の中でこの取り扱いを考えて検討させていただきたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 26年通知は、21年通知が徹底されていないということで出されているわけです。それから4年度にわたってこれを放置してきているのです。なぜ検討したけれども、しなかったのか、それについて伺います。どんな障害があるのか。

○議 長 それでは、答弁にお時間を要するようでございますので、この辺で休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁に時間を要したことについておわびを申し上げたいと思います。

まず、清水議員から、検討は行ってきたが、それが制度化に至らなかった要因についてという再質問でございますが、非常勤職員における勤務形態、これは具体的に言いますと任用期間、例えば現状であれば臨時職員は6カ月、嘱託職員は1年という任用期間で採用しているということ、あるいは勤務時間、これにつきましてはフルタイムではないという状況、こういったことを総合的に判断をし、これまで導入に至っていないということでご理解をいただきたいと思います。ただ、当初から申し上げてますとおり、今度の制度改正においてその点も含めて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今雇用保険で育児休業あるいは介護休業の給付金をもらう要件は、半年雇用でも何でもいいのです。実質的に1年超えているということですから。問題は、8年間放置をしてきて、こういう問題をすぐやろうという、そういう意思があれば、それほど難しい高いハードルはないと思うのです。これは、どうしても私は来年4月から実施を求めるということで、ご答弁をいただかないとなかなかこれは終われないのです。ということで、本当にやる気があるのか、ないのか。平成32年度からであれば、それは全国一斉にやるわけですから、問題はその前にやる誠意があるのか、誠実な市政執行を行う、そういう立場に立っているのかということを私は伺いたいのです。その点についてしっかりとご答弁を副市長に求めたいというふうに思います。

○議長 長 副市長。

○副市長 ご指名ですので、ご答弁させていただきます。

先ほど来から部長のほうからもご答弁させていただきましたけれども、今まではやっている、やっていない、それは意見の相違の部分もあると思います。ですけれども、今回の改正は大きな改正でございますので、今回の法改正に基づきまして制度設計と、同時並行に制度の設計に向かって十分取り組んでいきます。やらないというわけではございませんけれども、先ほどご質問にもありましたけれども、来年の4月にやるということがなければこの議論は終わらないということですので、終わらないことがないようにご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

## ◎2、国民健康保険

- 1、都道府県単位化について
- 2、道への納付金仮算定について
- 3、国民健康保険特別会計について
- 4、国民健康保険税維持について

○清水議員 次に、第2件、国民健康保険について伺います。

まず、都道府県単位化ですが、国民健康保険制度の大改正が半年後から実施されます。葬祭費が

2万円から3万円に上がるなどとはわかりやすいですが、まず頻回受診、重複受診への指導ということが新たに行われる、あるいは強化されるということが運営方針等に記載されておりますが、具体的にどのようなことが行われるのか。

また、2点目として、市町村納付金算定で道は応能、応益負担割合を43対57としました。滝川市は現状52対48ということで応能をより強い割合にしているのですが、これが逆転することで低所得者に厳しい変更を求める指導がされるのではないかと懸念がされます。その点について伺います。

3点目は、その他市民にとって大きな変更について伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、ご質問3点あったかと思いますが、まず頻回受診、重複受診の指導につきまして、これは北海道国民健康保険運営方針の中で医療費の適正化に向けた取り組みの項目に挙げられているところです。滝川市では、既に健康づくり課と協力いたしまして取り組みを実施しています。対象者は、頻回受診においては月に受診日数が15件以上ある方、重複受診については同一診療科目の複数の医療機関を受診し、1カ月のレセプト枚数が4枚以上の方などとしています。どのようにということですが、直接看護職が対象者のお宅を訪問し、現在の受診状況を確認した上、必要に応じて保健の指導を行っているところです。今後も運営方針に沿って重複受診等の抑制に努めるとともに、適正な受診の意識啓発に努めていきたいというふうに滝川市では考えてございます。

2つ目でございます。道から示された標準保険料率は、応能、応益割合をおおむね43対57としているところでございますが、最終的な保険税率は標準保険料率を参考にしまして各市町村が決定することとされています。現段階では賦課割合については道から指導されるということとはございませんが、市町村は所得や世帯状況などそれぞれの状況に応じて保険税率を設定するように求められているため、今後国保運営協議会において複数のパターンによる負担額の違いなどを提示させていただいて、ご意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えています。

3つ目でございます。国保の制度改革による市民にとっての大きな変更部分についてはというご質問でございますが、道内の他市町村に移動した場合でも高額療養費の回数カウントが引き継がれて多数回該当等における負担が軽減されること、また被保険者証は現在5月1日から1年を8月1日から1年に変更したいと、それから別々だった高齢受給者証と一体化して様式、有効期限が統一されるということが大きな変更点ではないのかなというふうに考えています。そのほか、手続等に関して市民の皆さんにとって大きな変更点はないのかなというふうに考えています。なお、都道府県単位化につきましては、これまでも広報や市公式ホームページでお知らせしておりますが、運営方針の内容など、市民の皆様に影響のある点については今後も引き続きお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に、2項目めですが、北海道に支払う納付金の仮算定の第3回試算は約8億8,0

00万円となり、市特別会計は1,700万円の剰余、第2回は4,500万円の不足で、第1回は6,200万円の不足でした。

そこで、まず1点目として、この変化の最大の要因は何か。2点目として、市の保険税収入は平成27年度、28年度は約7億6,000万円ではほぼ同じです。保険税法定減免分収入の基盤安定繰入金も400万円程度の差となっています。来年1月に出される本算定で剰余から不足に転じる要素があるとすれば、主なものについて伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点のご質問だと思います。

1点目につきましては、変化の原因につきましては、道は医療費の見込みから全道に必要な納付金総額、これを定め、市町村ごとの医療費水準、所得水準の差を考慮して市町村ごとの納付金の額を算定しています。全体の医療費の減少や国の財政支援の反映により、必要な保険料総額が減少したこと、滝川市が本来集めるべき保険料が第2回仮算定までの27年度決算ベースからより近い28年度決算ベースへ変更され、本来納めるべき保険料に反映されたこと。これらの要因によって不足から剰余に転じたものと分析しています。

2つ目です。納付金の確定は平成30年1月中旬から下旬とされておりますが、今後については道の説明によりますと仮算定による検証を踏まえた30年度推計を行って、最終的な算定方法、激変緩和措置等を決定するというふうにされてございます。第1回目から3回目と本算定に向けて徐々に精度の高い数値が示されているとはいえ、算定方法の変更等により今回の仮算定の数字も変わる可能性はあります。剰余から不足に転じるかどうかも含めて今後の推移は見ていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 3件目ですが、国民健康保険特別会計は平成28年度決算で約1億562万円の不足を生じ、翌年度から繰り上げ充用しています。今後の推移は、29年度決算と30年度以降の道への納付金にかかっています。

そこで、1点目、今年度の収支状況は昨年度に比べてどうか。2点目、運営方針で述べている市町村の赤字解消計画策定の時期と考え方について伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず、1点目でございます。平成29年度の収支状況については、現在明らかになっている医療費だけから判断すると、当初予算で見込んでいたよりも少し伸びている状況にございます。ただし、今後の国や道からの交付金等の動向が明らかでないため、現在のところ明確な収支見込みを示すことはできないのですが、29年度も引き続き厳しい財政運営になるというふうに考えているところです。

2つ目です。国保運営方針によりますと、赤字解消については平成30年度から35年度までの原則6年以内での計画を策定し、赤字解消に取り組むということとされています。道から具体的な内容はまだ示されていないものの、解消計画は10月末までに提出することとされています。その

後11月以降に道と詳細な協議をした後、複数年での赤字解消計画を決定していきたいということになろうかと思います。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今のを踏まえて4点目をまず聞きたいと思います。国民健康保険税維持についてということで伺いますが、高くて支払えない国民健康保険税、また滞納率が高い国民健康保険税を下げたいというのが市民の願いです。収入がゼロの独居者でも保険税が年間2万円近いという問題や、扶養控除がなく、子育て世帯に厳しい問題が解決されない問題、また失業者や障がい者の割合が増加し、保険税収入が減少傾向である問題の中で、保険税率等の維持と支払いたくても支払えない被保険者対策についてお考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の中で30年度からの保険税率についてご心配という質問だと思うのですが、まずちょっと説明させていただきますと、都道府県単位化によります納付金の納付に対応できる税率に設定する部分、これと28年度決算と29年度の収支見込みから算出する赤字解消分、これを保険税へ転嫁する部分、この2つをあわせた形で適正な賦課ということで保険税の見直しを進めていきたいというふうに考えてございます。納付金については、被保険者のことし1年間の所得状況を見きわめて、その所得をもとに当初賦課でどれだけ調定額が積み上がるか判断した上、納付金として示された金額を確実に納付できるような税率に設定する必要があるというふうに考えています。赤字解消分については、先ほどお話ししたとおり、今後道と協議した上で決定する計画に基づいて複数年で解消できる税率に設定する必要があります。今回の制度改革につきましては、安定した財政運営をするため、都道府県単位化へと移行し、規模を大きくすることが制度改革の効果とされています。今までの市町村ごとの被保険者相互の支え合いの仕組みに加えて、市町村相互の支え合いの仕組みをつくるものでございます。状況に応じては、どうしても被保険者にご負担いただくという形になるかもしれません。今のところまだわかりません。例えば保険税を引き上げざるを得ない場合においても、被保険者それぞれにとって急激な負担にならないように、今後国保運営協議会の委員さんのご意見をいただきながら検討を進めていきたいというふうに考えています。ご承知のとおり、保険税の賦課については比較的所得の少ない世帯には所得や加入者人数に応じまして7割、5割、2割の保険税を軽減する措置があります。さらに、保険税の納付については納期限までに納付できない理由があるときには適宜納税相談を行っていますし、分割納付や減免など制度として活用できるものは活用しながら、保険税の納付に結びつけていくように努力しているところでございます。

考え方については以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 第3項目で赤字解消計画について10月末、1カ月後ですよね、までに道に提出すると。この6年計画を出すということがまず1点。そして、もう一つは、1月の本算定がどうなるかわからないけれども、だんだん収束してくるという見込みの中で、少なくとも平成30年度は現行

の税率を維持するということを表明する考えについて伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 お答えします。

先ほどご答弁で申し上げましたけれども、現段階においてはこの場で表明するということには至らないというふうに考えています。しかしながら、先ほど申し上げましたが、被保険者の皆さんの負担が急激に上がることや、そういった部分を十分に配慮しながら検討していかなければいけないなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ここで私が伺いたいのは、1月に本算定が出るわけです。これは、保険税の賦課は4月1日ですが、実際の納付書の発送は8月1日という話をされましたけれども、8月なのか、あるいは1回目は6月なのか、ちょっとわかりませんけれども、下水道の料金改定について、これが諮問されたのが2定ですか、6月ぐらいにそういう話を常任委員会で報告を受けていましたので、それからいうともう半年以上前から諮問機関に諮問しているのです。そういうことでいえば、国民健康保険運営協議会にこういったことを諮問するのはもう時期を逸していると、来年度からということであろう。そういうことで見送るべきではないのかと、税金を上げるという問題についてはもうそういう時間はなくなりましたということで私は思うのですけれども、それについてのお考えを伺います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問にお答えしたいと思います。

スケジュール的には私ども今考えているのは、1月に示されて、議会の皆さんに委員会等でお話をしてご検討いただく。それから、3月の議会ですけれども、ご議論いただく。それで決定をして、4月1日からの制度として6月に皆さんに賦課させていただくというスケジュールで今考えております。それで、実は既に先日9月5日の国保運営協議会ではいろんなパターンをお示ししまして、ご検討いただいております。既に検討については始まっています。いろんなパターンをお示しをしております。また、その中でも委員の皆さんは、先ほど申し上げましたとおり、被保険者の皆さんがどれだけの負担をするのかということやはり重視して検討している最中でございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっとしつこく聞くように思われるかもしれませんが、現在国保運営協議会に出されているのは、それは諮問なのでしょうか、それとも諮問の前の準備状況なのでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先日からご協議いただいている部分について諮問かどうかというお話ですが、ご承知のとおり国保運営協議会は市長の諮問機関でありますので、出された情報、資料等については、ご議論いただく内容については諮問ということになるかと思っておりますけれども、先ほど来から申し上げましているとおりの、今示されているのは例えば仮算定ということでございますので、

本算定は情報は多分12月には入るかと思うのですけれども、正式には1月ということでありましてけれども、それに向けて今の状況の中でどうだということで議論しておりますので、諮問といえども諮問なのではございますけれども、正式な諮問ではないというふうには考えられますけれども、もう協議に入っているという認識でご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

### ◎3、教育行政

- 1、駐車場での車上荒らしの実態について
- 2、小・中学校適正配置計画について
- 3、空知管内の小規模校、総合校との比較について
- 4、生徒数を維持するまちづくりについて

○清水議員 それでは、教育行政に移ります。駐車場での車上荒らしの実態についてということで、市の公共施設のうち、文化センター、スポーツセンター、運動公園など大型駐車場で車上荒らしや助手席の鍵損傷はこの数年でどの程度発生しているのかまた、ことしオープンした石狩川河川敷パークゴルフ場、コカ・コーラパークフィールド72では車上荒らしと助手席の鍵損傷はどの程度発生しているのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 車上荒らしの被害の件でございますけれども、文化センターにおける車上荒らしについては特に報告はありませんけれども、スポーツセンター、滝の川公園内の駐車場でことし1件、陶芸センターの駐車場において昨年1件発生しております。ご質問のパークゴルフ場につきましては、5月の仮オープン以降でございますけれども、2件の報告が上がっております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、石狩川河川敷パークゴルフ場は、プレー中はできるだけ所持品を少なくしてプレーをしたいと、そのように考えて皆さんプレーをされています。また、コインロッカーがないなど、他の施設利用、コインロッカーのあるような施設、あるいはかばんとかそういうのをたくさん持ってでも利用できる、そういう他の施設とは違う状況があります。市内外の愛好者のほとんどが車で来場する有料施設として、駐車場の犯罪対策をどのようにしているのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 防衛策ということでございますけれども、パークゴルフ場に限らず、一般的には利用者の方々の自己管理ということに委ねたいというふうに考えております。その上で、警察とも協議をしまして、駐車場の敷地内に車上荒らしに対します注意喚起の看板を設置するですとか、駐車場内の見通しを極力よくするために、雑草、雑木の伐採、このことを行いながら、死角が発生しないように努めているというところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 9月、10月もかなり大勢の参加者を迎える大会が開かれるということで、全道から

ご来場されるというふうに思うのです。そうなるとう車の台数も相当になると。ところが、プレー始まったらみんなフィールドのほうに集中してしまいますので、これが盲点で、こういうときを狙って犯罪に及ぶということが想定されるのです。そういう点で、そういったときの見回りだとか、そういうイベントでたくさん利用されるような日は特に強化するとかいうことについてのお考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 見回りの強化でございますけれども、例えばコインロッカーのお話もありましたけれども、場所が河川敷ということもありますので、設置物にはおのずと制限があるということ。ですから、先日も全道大会が行われましたけれども、教育委員会の職員を初めまして、パークゴルフ協会の方々にもいろいろとご協力をいただいております。ですから、今後もそういった被害が発生しないようにということで、大きな大会のときにはマンパワーで見回りというのは意識していきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、2件目に移ってまいります。小中学校の適正配置計画についてですが、8月30日の総務文教常任委員会に報告された平成28年度滝川市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書で小中学校適正配置計画、28年度から5年間について示されている江部乙中学校の統合の適否及び小中一貫教育についての検討の経過が掲載されました。概要は、取り組み内容として江部乙小学校及び江部乙中学校のPTA役員と2回の懇談会を開催し、江部乙地区の中学校のあり方について協議し、一定規模の中学校に通うことが望ましいとの方向性が示された。この結果を受け、全保護者対象の懇談会を2回開催し、保護者会の意見を聞いた。取り組みの成果として、2回の懇談会開催により江部乙中学校の統合を進める市教委の考え方を周知し、おおむね保護者の理解が得られた。今後の方針として、保護者の理解はおおむね得られていると判断される。本年度は、地域住民への説明会を開催し、市長部局とも連携しつつ、江部乙中学校の統合を推進するというものです。

そこで、まず1点目、小学校、中学校のPTA役員との懇談会や全保護者対象の懇談会の参加率、延べ時間について伺います。2点目として、提供した資料の概要について伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 懇談会の内容でございますけれども、まず江部乙小学校及び江部乙中学校のPTA役員さんとの懇談会につきましては、1回目の懇談会を28年の7月15日19時から江部乙小学校において開催をしております。小中それぞれのPTAの会長さん以下9名の役員さんにご出席をいただいております。2回目の懇談会につきましては、平成28年の8月31日19時から、これも江部乙小学校において開催をしております。小中それぞれのPTA会長さん以下10名の役員さんにご出席をいただいたところでございます。また、保護者懇談会ですけれども、江部乙小学校及び江部乙中学校の全ての保護者の方を対象とした説明会につきましては、開催に先立ちまして教育委員会から直接保護者の皆様に個別に開催案内を郵送しまして、重要な懇談会である旨を周知した上で実施をしたところでございます。1回目の懇談会は、平成28年の11月24日19時から江部

乙小学校において開催をしまして、21名の保護者の方にご参加をいただきました。保護者の皆様から見た参加率としましては約20パーセントと。2回目ですけれども、これは平成29年の1月25日18時半から江部乙小学校において開催をしております。このときは15名の保護者の方にご参加をいただきまして、参加率は14パーセントというところでございます。それぞれ両懇談会の延べ所要時間としましては、おおむね5時間程度ということでございます。

次に、提供した資料につきましてですけれども、これは適正配置計画の本編と概要版、それからこれが一番大事な資料でしたけれども、江部乙地区の小中学校の児童生徒のこれまでの経過と今後の推移見込み、これらの表を提示しております。それから、滝川市内の小中学校の通学区域の図面というのを提供させていただいております。これ以外にも質疑の中でさまざま、スクールバスの関係ですとか、いろんなご質問をいただいたところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、2点目ですが、教育委員会の説明について以下の各点をどのように説明したのか。まず、1点目、検討内容に含まれていた小中一貫教育校について、また2点目、通学距離の最大、最小、3点目、通学時間の最大、最小、4点目、小規模校のメリット最大化策と小規模校のデメリット緩和策、文部省手引に記載されている。こういったことについてどのように説明したのか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、説明会の内容でございます。

まず、昨年度に開催をいたしました懇談会では、滝川市小中学校適正配置計画についてご説明をする過程の中で、江部乙小学校及び江部乙中学校につきましては適正規模を下回っていることから、隣接校との統合、または小中一貫教育についてご説明をしたところでございます。この中で、教育委員会の考えとしましては、小中一貫教育の実施というのは小規模校に対応する対応策としては根本的には小規模校のデメリットを解消する手段にはなり得ないというようなこともあわせて説明をさせていただいております。また、通学距離、通学時間の関係です。統合した場合の通学距離と通学時間につきましては、基本的にはスクールバスの運行による通学が想定されるということでご説明をいたしております。具体的な距離ですとか時間につきましては、お住まいになっている地域によりまして異なるということですから、総括的といいますか、一般論的な今はこういう状況ですと、将来はこういう系統が想定されますとか、そういうようなお話をさせていただいております。また、最後の質問の小規模校のメリットの最大化及びデメリットの緩和策について、文科省の手引についての記載の説明ですけれども、この文科の手引につきましては学校規模の適正化が困難な場合にとり得る策についての記載ということでございますから、この場合には懇談会において特段の説明はしておりませんけれども、一般論的な小規模校のメリット、デメリット、大規模校のメリット、デメリットというものはありますので、こういうものはしっかりと説明をしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 小中一貫教育校については、これは教育委員会がふさわしくないという結論を出して、そして保護者の皆さんに説明したというふうにとれたのですが、適正配置計画の中には検討という

ことが入っているわけで、これは教育委員会だけの検討で済むわけではないと思うのです。だから、小中一貫校というのはこういう事例を幾つか示して、そして保護者にご意見を伺うというふうにするべきだったと思いますが、その辺の説明の仕方、もう少し具体的にお伺いいたします。また、教育委員会が決めて、もうこれは合わないということと言ってしまったものなのか、その確認もあわせて伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 説明の過程では、全てを一方的に決めて説明ということではありません。制度としてはこういうものがありますと、小中一貫校というものはこういう目的のためにつくられた制度ですというものは説明をしております。その中でいろいろな質疑の中で、では具体的に小規模校の緩和になるのかというような質問の中では、それ自体は小規模校の今皆さんが心配している基本的な解消にはならない制度です。ただし、教育委員会としてそれを排除したということではありません。制度論としての説明をしたということです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 文科省の適正配置の中には4キロ、1時間というのが一つの大基準であるけれども、しかしそれをほかの方法でやる場合については可とすると、そういう条件付きの書き方をしていると思うのですが、保護者への説明では具体的な時間、あるいはスクールバスの運行等について具体的にはご説明されなかったということでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今回の見直しの手引の中では、時間という概念が新しく盛り込まれております。これまでは距離でした。ですから、その辺は十分に説明をしております。1時間、4キロ、6キロというようなことは説明をしております。ただし、それぞれのご家庭で住んでいる場所が違います。今すぐにやりますということでもありません。ですから、どうしても個別の話ではなくて、江部乙地区においての今の現状、それから将来こういうふうになるのかなというような、そんなようなお話のレベルということです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、3項目めですが、空知管内の小規模校、統合校との比較について伺います。空知総合振興局管内の中学校44校の内訳、28年度ですが、道教委の資料によると生徒数100名未満が21校、これを小規模校から順に並べると、美流渡中学校13名、萱野中学校18名、峰延中学校26名、南美唄中学校38名、浦臼中学校39名、北竜中学校40名、秩父別中学校42名、江部乙中学校54名、北村中学校58名、沼田中学校61名、上砂川中学校62名、月形中学校62名、妹背牛中学校64名、歌志内中学校66名、雨竜中学校67名などとなっています。なお、それぞれの人口は、浦臼が1,958人、北竜が1,961人、秩父別が2,433人、そして江部乙の地区人口が3,482人、沼田町の人口は3,192人、上砂川町が3,247人、月形町が3,420人、妹背牛町が3,110人、歌志内市が3,524人、雨竜町が2,542人など、江部乙地区より人口が少ないか同等の1市8町で小規模中学校を維持しています。これらの自治体では、我がまちの学校を生徒にとって最善なものにすべく努力をしていると思います。

そこで、1点目、これらの自治体に負けないような小規模校への教育行政を行っているのかどうか、自己評価を伺います。2点目として、夕張市の1校、深川市の2校、芦別市の2校体制は、居住地と学校が遠くても統合が進められた事例です。課題や問題点の調査、分析はしているかどうか伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、1点目でございますけれども、我がまちの学校を生徒にとって最善なものにすべく努力しているというのは、これはどこのまちもそうですけれども、本市も同様でございます。小規模校に特化した教育ということではありませんけれども、例えば江部乙中学校におきましては時の人材を活用した学習ですとか、菜の花ですとかソバを活用した農業体験、KAYAGINIまつりなどの地域行事への参加など、地域への思いを育てる特色ある授業を行っているところでございます。管内の他の自治体との比較ということでございますけれども、小規模校という環境を生かして特色ある授業に生かしているという点については、他と同様というふうに考えています。ただし、そのまちによっていろんな地域特性がありますから、全て押しなべて一緒ということではありませんけれども、滝川市においても同様に行っているということでございます。また、そうした取り組みの結果、小規模校ならではのメリットとして、子供たちの中に地域を思う心というものが育っているものと考えております。

また、2点目でございますけれども、これは居住地と学校が離れていても統合が進められた事例の件ですけれども、それぞれの地域で抱えている状況が異なります。交通事情も違えば、例えば1市町の中に1校しかない学校だとか、さまざまな条件があると思います。直接当該校について詳細な調査というものは行っておりませんが、近隣の実際統合した市の教育委員会のほうと情報交換をする中では統合による苦情というものはほとんど聞こえてこない。細かなことはいろいろあるかもしれませんが、大きな苦情というものはほとんどないと。また、逆に部活動の選択ですとか、友達がふえたということで、そういった声は聞いているということでもありました。全てがそうかというところまでの把握はできておりませんが、先ほどもお話をしましたとおり、小規模校、大規模校、それぞれのメリット、デメリットありますので、今後もそれぞれのメリット、デメリットを踏まえつつ、これから出てくるであろう課題や問題点について地域の皆さんと十分に協議をして、一方通行にはならないようにということは意識しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 人口が同等か、または少ないところでの1校体制、これは広域行政的に学校を運営しているところは道内にも幾つかあるようですが、そういうふうにしないうでやられていると。それで、保護者の皆さんと話し合うときに、保護者の皆さんというのは、ほかの学校との比較とか、あるいは中長期的な視野だとか、そういったことは保護者の皆さんはなかなかわかりづらいことですから、時間をかけて十分な情報を共有し、そして文科省の適配方針、余りこういったものの押しつけにならないように配慮に配慮を重ねて進めるべきだというふうに思います。その点で、小規模校のデメリットを補うような、例えば科目外教員については時間外講師を利用されていると。しかし、時間

外講師は授業が終わったらもういなくなるのです。だから、そういう点で時間外講師にその倍ぐらい学校にいていただくような工夫だとか、あるいは受験教育については、江部乙地区は滝川市街地から遠いですから大手進学塾に通うのはなかなか大変ということを考えて、江部乙中の中に受験教育を導入するとか、そういうことで小規模校を存続していくというような視点も私は必要だというふうに思うのですが、これからもお話をされると思いますので、そういうことについてのお考えを伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 基本的な考えは、恐らく同じであろうと思います。ただ、今我々は、中学校をもう統合しますという決定をしたわけではありません。教育委員会としてはそういう計画を持っています。皆さん、どうでしょうか。皆さんの子供たちを学ばせる環境としてどういうものが望まれますかというような視点で議論を行っているところです。ですから、江部乙中学校を人数が少ないから閉めますというのを頭から決めて議論しているわけではありません。ですから、今議員が言われたようなさまざまな講師の活用というのは今もやっておりますけれども、そんなことはこれからも考えていかなければならぬと、いずれにしてもゆっくりと時間をかけて慎重に話を進めていくという、その考え方には変わりはありません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の適正配置は、学校の大規模改修あるいは建てかえ計画を凍結して進められています。ともすれば大規模改修、改築計画の前提として統合ありきということで進めることがあってはならないというふうに思います。市の財政事情を優先して統合ありきは、それは問題だと考えます。そういう点でこれからどのように進めていくのか、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

先ほど部長答弁にもありましたように、慎重に、そして押しつけにならないように十分説明してまいりたいというふうに思っています。もちろん統合を前提とすることではなく、そして凍結という言葉はいただいたわけなのですけれども、耐震化という部分では市としてはほぼ今使用している部分については100パーセント達成と、そういう基本的な子供を守るという建物の部分では最優先ということで進めてまいりました。今改修という部分では、統合の話をしている地域に限らず、十分ではないというふうには思っていますけれども、必要な部分についてはこれからもそれぞれの改修というか、小さな修繕を含めてやっていきますし、とにかく市として地域に押しつけることなく、統合を含めて地域のあり方、学校の教育のあり方について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、最後の項目ですが、生徒数を維持するまちづくりについて。昭和46年に旧滝川市、旧江部乙町が合併して以降、農業、商業、建設業、福祉と医療、観光、教育文化、まちづくりなどで地域を守り続けています。住民の皆さんが努力を尽くされ、地域を守り続けています。

しかし、人口減少と一部での過疎集落化が進行しているのも事実です。滝川市は、1市8町と比較して子供医療費助成や住宅制度助成などの子育て世代定着対策では差があります。地区内の子育て世帯人口をふやし、児童生徒数の減少を抑えるため、合併しなかった1市8町に負けない計画と投資が重要ではないかと私は考えます。これまでも社会福祉事業団や若葉台病院等に勤務する方たちが江部乙地区に居住してほしいという声は強いと考えます。

そこで、以下の点についてそれぞれお考えを伺います。1点目、江部乙地区の子育て世帯向け住みかえ支援制度の改正、18歳以下同居要件を外し、年齢要件にする。家賃相場が低いことを考慮し、限度率を30パーセントから40パーセントに上げることなどについて。2点目として、ある不動産業者が畳の部屋は若い人に人気がないというようなことを考慮し、江南団地の建てかえの前倒し、北辰団地の大規模リフォームを行うことについて伺います。3点目、民間アパートが少ない地域性を考慮し、アパート建設に対する建設費や家賃補助などの制度創設についてお考えを伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 江部乙地区の子育て世帯定着及び児童生徒数を維持するために江部乙地区に特化した住宅施策が必要ではとの内容だと思いましたが、住宅施策を所管する立場として答弁させていただきます。

1つ目ですが、住みかえ支援補助制度の要件を江部乙地区について優遇する改正を行ってはそのことでございますが、住みかえ支援補助制度は住宅ストックの活用を促進するために創設した制度で、生活状況に適した住宅への住みかえを希望する子育て世帯に対し、賃貸登録された戸建て住宅の家賃の一部を補助する制度であり、特定地域への移転者の増加を見込むものではないことから、現制度を広く多くの人に利用していただくために制度の変更は考えておりません。

2つ目でございますが、江南団地の建てかえの前倒し、北辰団地の大規模リフォームについてですが、公営住宅の建てかえ及び大規模改修は、公営住宅ストック総合活用計画及び公営住宅長寿命化計画に基づき事業を進めておるところでございます。建てかえ計画につきましては、建設年度の古い浴室のない住宅を優先的に進めてまいりますので、開西団地、江南団地がこれらの建てかえ検討団地になりますが、老朽化した中高層住宅の大規模改修工事も必要に迫られていることから、公営住宅特別会計が健全経営できる範囲内で建てかえ事業及び大規模改修の計画を検討してまいります。

3つ目でございますが、江部乙地区に民間アパートが少ない地域性を考慮して、民間アパート建設に対する建設費や家賃補助などの制度を創設してはその質問でございますが、滝川市内では毎年数棟の民間アパートが建設されており、建築年度の古いアパートは空き室も多くあります。将来人口減少が進み、世帯数の減少により民間賃貸住宅や戸建て住宅の空き室、空き家が増加することが予想されますことから、既存ストックの資産価値の向上と長寿命化につながる施策が重要であると考えているために、現時点でご質問のような制度の創設は考えておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題は、江部乙地区、ここでは東滝川はあえて入れていませんが、今回私は中学校統合の計画の中で、合併以前は合併しても寂れないという言い方が一番感じが出る言い方だと思うのですが、雨竜町だとか妹背牛町だとか、近隣の役場のある、いろんな施設のある町と比較して、江部乙地区が寂れないという、合併時に当然そういう話をされて、しかしそれからもう46年たっていますが、今そういうことを当時を振り返りながら、江部乙地域に対する特別の施策ということも検討しなければならないことだというふうに思うのです。時期だとかはまた別として。市長にお伺いをしたいというふうに思います。46年たった今、江部乙地区をどのように3つのコンパクトタウンの一つとして守り続けていくか、そのためにこういう特定施策が私は必要だというふうに考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 46年前の合併当時どのようなお話をなされたか、私は知る由もございませんので、その後についてはやはり一体となったまちづくりが必要だということだと思いますし、3局という形でございますけれども、東滝川、江部乙、そして滝川市全体の中でどのようなまちづくりを行っていくかというのが今大変大切な考え方だというのは同じだというふうに思っております。その中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略という形の中で全体の人口減少問題をどう考えるかということを進めているわけですので、その中の一環として、では江部乙地域はどうなっていくのだろうかということを考えていけという清水議員のご質問でなかろうかというふうに捉えてよろしいですね。私としては、いつも申し上げていますが、住宅制度云々、公営住宅ということではなくて、民間に任せるものは民間でやっていただくということをぜひ考えていきたいというふうに思っております。社会福祉事業団等々、先ほどお話がございましたが、社会福祉事業団に対してはぜひ寮をつくっていただきたい。そのような形で人員確保等につなげることが可能ではないですかというご提案をさせていただいておりますので、それらのことを含めて、そのような形で民間の活力を活用させていただく方向で住宅制度に結びつくような考え方を持っていきたいというふうには思っておりますけれども、特段行政として新しい制度を創設する云々は現在は考えておりません。

以上です。

○清水議員 終わります。

○議長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

館内議員の発言を許します。館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告の順番にのっとって質問をさせていただきます。

## ◎1、市民行政

1、LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）を含む性的少数者の方たちへの理解と周知について

2、避難所の見直しについて

まず、1点目、市民行政、LGBTを含む性的少数者の方たちへの理解と周知について質問をさ

せていただきます。要旨に書かれてありますが、LGBTとは、レズビアン、女性の同性愛者、ゲイ、男性の同性愛者、バイセクシャル、両方の性別を好きになる人、トランスジェンダー、性的違和、性同一性障がいを含め、生まれたときから法的、社会的性別とは一致しない人の頭文字を使った略語でございます。最後のマイノリティーと呼ばれています。外から見た目では全くわからない。本当にその人、その人の心の内側にある問題のことでございます。ここに集っている議員18名と市職員の皆様含めて40人ほどいらっしゃいますが、確率でいうと恐らく2人ぐらいいるのではないかという数字が、次に読みますけれども、日本での当事者数は正確な実態は把握されていませんが、電通総研の2017年の調査では7.6パーセントという数字が出ています。単純に本市の人口で換算しますと、この質問をつくった段階では4万1,001名が本市の人口でございましたが、7.6パーセントで割り出しますと3,116人。これはあくまでも確率の問題でございまして、実際のところ滝川市内の人数は明確ではありませんが、当事者はいると思われます。札幌市においては、LGBT当事者が身近に存在することを告知する印刷物を準備し、各市内施設や、また民間の協力店舗に置き、周知を進めてきました。旭川市の保健所でも印刷物を配布し、市民への周知をしています。続いて、この秋には職員に向けた勉強会を予定していると聞いております。小樽市では、こちらの質問では先々月と書かれてありますが、6月と訂正してください。小樽市では6月の広報紙に掲載をしまして、市民への周知を進めております。本市では人権の保護や差別、またいじめの解消を目指す啓発活動として、市職員や市民に対しての周知等を行う計画があるのかお伺いいたします。

○議長 長 館内議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、館内議員からのご質問にお答えしたいと思いますが、ここでご質問と同じ言葉を使わせていただきますが、ご質問のLGBTを含む性的少数者の方に対しましては、人権擁護の観点からも偏見や差別、不適切な取り扱いなどあってはならないことと認識しています。最近では、平成27年の東京都渋谷区を初めとして、先ほどお話のありましたことし6月の札幌市など全国6つの自治体で、法的な効力はないものの、同性等をパートナーと認めるパートナーシップ制度が導入されています。また、企業においては、パートナーに対し家族割引を適用したり、保険会社が保険金受取人として認めるなど、LGBTに対する取り組みについては広がりが見られます。滝川市におきましては、5月の男女共同参画週間における市役所ロビーでのパネル展示にあわせて啓発パンフレットの配布を行い、LGBTの理解に向けての取り組みをスタートさせました。今後につきましてもパンフレット等を活用した啓発に引き続き取り組むとともに、来年1月にまちづくりセンターで開催予定のLGBT当事者による講演会を支援するなど、関係機関等と連携しながらLGBTについて市民や市職員が学ぶ機会を提供していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 実は、北海道弁護士会連合会の大会が毎年行われておりますが、昨年の大会決議の中にこのような決議がございまして。性的マイノリティーに対する差別と偏見をなくし、暮らしやすい地域をつくるための制度を求める決議というところで、ざっくりとここで説明させていただきます

が、各自治体の教育、福祉、医療、就業、そのほかの行政活動において議会議員、自治体職員及び自治体内の住民に対して教育や啓発活動を行い、理解促進に努めることとともに、性自認及び性的指向による差別を許さないための諸施策を講じることというような文章が書かれてあります。そのような中で、中空知の中心のまちとして滝川市においてもこのような学びの機会を進めるべきではないかというところで、今私の手に持っていますのは東京の文京区の文京区職員と教職員のための資料ということで、性自認及び性的指向に関する対応指針という書類が出ています。こちらは、市職員と教職員全員に配付されて、全員が勉強しているというような形になっているのですが、市民に向けて、また市職員に向けても学びの機会を本当につくっていく必要があると思われますが、このような形での書類というか、資料をぜひつくっていただきたいと思いますが、そのような予定があるかどうかお尋ねいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどのご答弁で申し上げましたとおり、啓発については非常に大切なことで、これからも進めていきたいというふうに思っています。既存の国とか道でつくったものもありますし、他市の参考もあります。今ご提示のものも参考にしながら、今後進めていきたいと思います。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 今お伝えいたしました文京区の書類に関しましては、教職員にも向けられているというところで、教職員の民間アンケート調査によりますと、全国の70パーセントの教職員の皆様が、今後の学習指導要領に書かれるか書かれなかわかりませんが、LGBTのことについてはぜひ周知をしていただきたいという要望が上がっていると聞いております。そこで、教育長にお尋ねいたしますが、市の小中高校に関して現場で働いている教職員の中からLGBTの問題について声が上がっているか、確認のお尋ねをさせていただきます。

○議長 長 ただいまの館内議員の教員に対する質問でございますけれども、市民行政、LGBTのこの質問の中から、教育委員会から答弁を求めるという趣旨というのはどう見てもこの要旨の中から判断ができないということにさせていただいて、今の質問は通告外とさせていただきたいと思います。館内議員、引き続きお願いいたします。

○館内議員 次の質問に移らせていただきます。

避難所の見直しについてお伺いいたします。北滝の川地区福祉会館の廃止に伴いまして、北滝の川地域の洪水による避難勧告、避難指示のある場合の避難場所は同会館から北地区コミュニティセンターに変更されました。しかし、この地域の町内会長さんから、なぜ近くの滝川工業高等学校や第二小学校ではなく北地区コミセンなのか、おかしいという相談を受けました。滝川工業高等学校西側の函館本線を越えたところに住んでいる住人にとっては、100メートル先の滝川工業高等学校を通り越して1キロメートルほど離れている北地区コミュニティセンターまで行かなければなりません。7月の住民説明会ではこの点についてどのような説明をしたかお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地元説明会につきましては、7月18日に北滝の川地区福祉会館におきまして開催をしたところでございます。説明の内容といたしましては、避難所として指定していた北滝の川地区

福祉会館の老朽化などに伴い、今月１日から新たに北地区コミュニティセンターを指定する内容について説明を行ったところでございます。なお、第二小学校の避難所につきましては、この地区において引き続き変更がない旨の説明を行った上でご了承を得たところで、こうした経過を踏まえて、広報たきかわ９月号で周知、掲載をしたところでございます。

ご質問の中にございました近くに工業高校あるいは第二小学校があつて、なぜそこではなく北地区コミュニティセンターなのかという点についてでございますが、先ほど述べましたとおり、滝川第二小学校については変更がないということ、あるいは工業高校の西側１００メートルのところに住んでおられる方々につきましては約６００メートル先の第二小学校への避難となりますが、ほかの地区における避難所との距離を比べてみても可能という判断をしたところでございます。なお、市民の避難行動の混乱を防ぐために町名によって避難所を指定しておりますことから、その境界線付近においてはどうしても近い、遠いということが発生することが現状は避けられないということ及び近場に避難所があるということは当然最良だという考えは理解いたしますが、市全体を見た中で現在それぞれ避難場所を指定しているということをご理解いただきたいというふうに思います。ただ、避難行動要支援者の中で短い距離しか歩けないという方も中にはございますので、町内会におきまして個別プランを策定することによって、例えば工業高校の避難所への避難を行うということもできますので、そういった場合についてはご相談をいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次の質問に移ります。

緑町連合町内会は、８月１日に市役所を訪問しまして市長に要望書を提出しました。内容は、緑地区コミュニティセンターを水害以外の災害で避難所に指定する場合、連合町内会が管理するコミュニティセンターを横目に見ながら遠い避難所へ避難しなければならない理由が理解できかねるというものでございます。また、水害時の避難場所はスポーツセンター第２体育館になっておりますが、高齢者や病人も多く、東小学校など近いところにしてほしいというものですが、どのように説明されたかお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問にありましてとおり、８月１日に地域住民の生活に近い緑地区コミュニティセンターを避難所に指定していただきたいという要望をいただいたところでございます。その際の回答といたしましては、市の洪水ハザードマップの浸水区域に当該施設が浸水区域として想定されていること、また本年４月に提示されました石狩川下流域想定区域及び空知川浸水想定区域図でも当該施設は浸水する予測というふうになっていることから、浸水想定区域内に新たな避難所を指定することは困難であるということをご理解をいただくということでお伝えをしたところでございます。水害時の避難所につきましてはスポーツセンターということになってございますが、近くに東小学校がありますので、そこにしてほしいということにつきましては、避難所までの距離が特定の地域において近くなったり、また逆に別の地域の方が遠くなったりしないように配慮していること、あるいは水害の場合は高齢者や小さなお子さん、障がい者の方々が余裕を持って避難をするためにで

きるだけ早い段階で避難準備、高齢者等の避難開始を発令することとなっていることから、今後においても早目に避難していただきたい、それに対して周知を行っていきたいということ。また、先ほど述べましたとおり、避難行動要支援者の中で短い距離しか歩けない方などについては、個別プランを作成していただくことで近くの避難所に避難していただくことができることなどについても説明をさせていただいたところでございます。また、要望の中で町内会の役員さんから、高齢化、あるいは役員のなり手が少なくなっている中で、町内会としても地域全体を見守っていかねばならないという認識の中から、地域での訓練のときのアドバイスあるいは助言等についてもいただきたいというお話をいただいておりますので、市としてもそういったご依頼があれば全面的に協力させていただきたいということについてもあわせて説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 次に移ります。

前述の2つの事例から、居住地に近い避難所ではない避難所が指定されている地域が少なからずあるのではないかと。近くの避難所を通り越して遠い避難所に行くというのはいかがなものか、改善についての考えをお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 繰り返しになりますが、災害時におきまして避難所の距離等については先ほど答弁をさせていただいたとおりでございますが、地形的には大規模な水害が発生した場合、低い浸水想定区域に住む住民の方全てが高い浸水想定区域以外へ避難することとなっておりますので、遠い地域から浸水想定区域外にある近い避難所へ順次指定するように、そういった移動距離について平準化を図っているということをまずご理解をいただきたいなというふうに思います。ただ、議員がおっしゃられましたとおり、今後高齢化あるいは人口減少という時代を迎える中で、地域別の人口というのも当然変化してくるだろうというふうに考えておりますので、その点も考慮して、見直しが必要かどうかについては市全体の避難所を含めて今後検討あるいは勉強してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 館内議員。

## ◎2、公共施設料金

### 1、公共施設の体育館利用料金と備品利用料金について

○館内議員 次の質問に移らせていただきます。

公共施設料金のことで、項目が公共施設の体育館利用料金と備品利用料金について。スポーツセンターとコミュニティセンターの体育館または体育室を利用する際には利用料金がかかります。小中学生50円、高校生100円、一般150円です。さらに備品を利用する場合にも利用料金がかかるのは、中空知管内では滝川市だけとなっています。主な料金は、卓球台ネットつき70円、バ

ドミントン支柱ネットつき70円、ミニバレー支柱ネットつき、同じく70円、以上はスポーツセンターとコミュニティセンターは同額となっています。スポーツセンターにある備品は、ほかにバスケットのゴール1組280円、バレーボールコートネットつき1面210円です。ほかはボール類、バレーボールとミニバレーボールとバスケットボールに関しては50円となっております。中空知管内では、芦別市、歌志内市、新十津川町、上砂川町、浦臼町が小中学生からの利用料金と備品利用料金を徴収していません。また、市内、市外の2種類の料金設定をしている自治体は、新十津川町、奈井江町、浦臼町、上砂川町です。小学生、中学生、高校生と各年齢層によって興味のあるスポーツや遊びに違いはあると思いますが、保護者からはできるだけお金がかからない遊びをしてほしいという気持ちを伺っております。児童生徒も仲間と一緒に遊びたいと願っております。そういった市民の気持ちを考えますと、現時点で見直していく考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 これまで使用料、手数料の見直しにつきましては、平成17年に策定した滝川市活力再生プランや平成21年に策定いたしました新滝川市活力再生プランに基づく見直し、消費税の改定に伴う改正など、その時々に応じて進めてきているところでございますが、特に平成21年4月に策定いたしました新滝川市活力再生プランでは、平成14年から学校5日制導入に伴い、土曜日に限り社会教育施設の小中学生の使用料無料化を行っていたものを平成21年度から受益者負担の徹底を図るため有料化を図ることとするなど、いずれも市の財政状況等を鑑み、受益者負担の原則に基づき見直しに着手してきたところでございます。現在財政健全化計画を進めていることやこれまでの経過を踏まえると、小中学生や高校生の利用料を無償化する考えはございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 平成17年の活力再生プランと21年度の新再生プラン、どちらも時間経過がたっているということで、市民の方々が過去にそういうプランを組んだのだということをもう忘れてしまっているのかなと思います。というところで、また改めてその周知を徹底していただきたいということと、あと本当に将来的に料金の見直し、無料化というものは恐らく厳しいと思われますけれども、料金をその都度、その都度見直していくというお考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 使用料、手数料等の見直しあるいは設定につきましては、その時々議会にお諮りをして決定をいただいて、ご負担をいただいているということがまず1点、前提でご理解をいただきたいと思います。今後という部分でのご質問もございましたので、基本的には受益者負担の原則に基づき検討を進めていくということになりますが、今後市全体の使用料あるいは手数料の見直しを行う時期が来た時点で、市の財政状況や消費税の動向など国の施策の方向性も鑑み、判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○館内議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして館内議員の質問を終了いたします。

山本議員の発言を許します。山本議員。

○山本議員 非常にお疲れのことと思いますけれども、会派みどりの山本正信であります。本日最後の質問をさせていただきます。まずもって、18号台風、軽微な被害で、農業被害も軽微な被害で終わったこと、本当に胸をなでおろしているところでございます。

#### ◎1、農業行政

##### 1、米の直接支払交付金が平成30年度より廃止になる影響について

質問でございますけれども、農業行政に絞って質問をさせていただきます。その中で、米の直接支払交付金が平成30年度をもって廃止になる予定でございます。政府の概算要求等でも廃止が内示されておりますけれども、平成30年度より廃止されます米の直接支払制度でございますけれども、農林水産省の概算要求では外されて、別な予算に振りかえられるというところでありまして、基幹産業を滝川市は農業と言っておりますけれども、その売り上げの大層を占めているお米の売り上げにプラスアルファの部分では滝川市の農業に対して非常に大きな影響があるのだと思います。今いただいております10アール7,500円の本市の単価を本市の水稲作付面積に掛け算を単純にいたしますと、約1億5,000万円超の交付金が滝川市のお米づくりの農家に落ちたことになろうかと思えます。このことは、水稲作付農家にとってのプラス部分がいきなりなくなってくるわけでありまして、当然市税やら今後の稲作経営に大きな影響を与えるものかなと思っております。当然農協とともにいろんな今後の対策等もお考えになろうかと思うのですけれども、平成30年度に向けて当市、農協含めての対策内容と、またできればこの予算が少しでも復活できるように中央に向けて、国に向けて要請をすべきだと思いますけれども、市長を含めて当局の考え方をお伺いいたします。

○議長 山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 それでは、お答えさせていただきます。

平成30年からの米の生産調整の見直しにあわせまして、10アール当たり7,500円の米の直接支払交付金が廃止されるということになってございますが、この財源につきまして米農家の所得を確保できる対策や支援など水田農業政策の充実強化に充てるよう、農業関係団体とともにこれまで求めてまいりましたが、平成30年度の国の農林水産関係予算の概算要求ではこの財源の大半が平成31年1月からスタートする収入保険制度の予算へ移行する形になると報道されています。収入保険制度につきましては、米の需給調整に取り組む農家へ支払っていた米の直接支払交付金とは異なり、災害や農作物の価格下落などで農家の収入が減った際にそれを補い、収入を確保するための仕組みで、加入についても個々の農家の判断とされておりますが、所得安定の一方策として新たに創設されるものであることから、JAによります営農指導のもと、複数ある制度の中からこの収入保険制度の活用についても検討していただき、適切な営農計画を立てていただきたいと考えているところであります。市としても、JAたきかわと連携しまして必要な情報の提供に努めていきたいと考えているところです。

また、国に対する要請につきましては、これまでも農家が安定して経営を継続できるよう経営所

得安定対策の必要な財源確保と充実強化について、北海道市長会を通じて要請してきたところですが、引き続き米農家の所得確保のための財源確保と充実強化について要請していきたいと考えております。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 今ご答弁の中でいろんな面を考えていただけるそうではありますが、もらったお金１億５，０００万円は、滝川市内に今２１０戸ほどのお米づくり農家があります。単純に割り返すと七十二、三万円ぐらいなのですけれども、担い手層と言われる中堅規模になると１００万円を超えるような交付金額になるかと思います。そうすると、今いろんな国の交付金等が交付されるのが認定農業者という制度によっているところが大きゅうございます。それには所得要件というのがあります。１００万円いきなり下がると所得要件を満たさないような農家も出てくると思いますし、あわせてまた、この１００万円が足りないと、個々の経営の中身がよろしい農家の方はいいのですけれども、この制度の変更によって市内で離農者がおると、またぞろ市内の離農がふえると市内経済の低下にもつながる状況かと思うので、それらの対策を含めた、所得減少対策を含めた３０年に向けて何かお考えがあるかどうか、再度お聞きをしておきたいと思います。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 確かに１億５，０００万円、昨年度実績、２８年度の実績でございますが、１億５，２００万円ほどになってございます。大変な額で、２０町もつくられていると１５０万円ぐらいの減収になるということで、重大なものと認識してございます。それで、今ご質問にございました認定農業者、それにならなければいろんな資金が得られないというか、そういうことになってございますので、認定農業者の関係でございますが、農業経営基盤強化基本構想でうたっております中でいきますと、例えば経営の指標でございますが、市内及び近隣で現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして認定農業者のほうを行っておりますが、その中で具体的に先ほど金額も議員さんのほうから出ましたが、おおむね１経営体当たり４００万円を見てございます。おおむねということで、実際にはその８割程度となってございます。あと、労働時間につきましても１，８００から２，０００時間程度の水準ということでございますので、これらを目指すような営農計画を立てていただくようお願いするところでございます。

以上です。

○議長 長 山本議員。

○山本議員 では最後に、先ほどのご答弁の中で全国市長会を通じて国に要望しているということでありましたけれども、市長に最後にお伺いをしてやめたいと思いますけれども、今後いろんな機会に上京されて農水省等々に行く機会があろうかと思うのですけれども、この制度は非常に大切なものだったということを今後とも要請活動に行ったときの中で大きく開いていただける覚悟があるかどうかだけお聞きをして、この質問をとめたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの山本議員のご質問でございますけれども、今までの交付金制度がなくなつて、収入保険制度、私も大変不安に感じるところでございますし、大変大きな減収につながることに、それに対しても不安を感じるところでございます。これまでも農家の皆さん方、特に米農家の皆さん方の経営所得安定対策、さまざまお願いしてまいりましたけれども、今後ともそれらについての財源確保等を覚悟を持って全国市長会、全道市長会、そして期成会、さまざまな場面を通じて国のほうに、また農水省のほうに伝えてまいりたい。現場の声を、皆さんの声を伝えてまいりたいと思っていますので、よろしくご指導をお願いいたします。

以上です。

○山本議員 終わります。

○議長 以上をもちまして山本議員の質問を終了いたします。

#### ◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

#### ◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員